

三年度追加豫算並に臺灣總督府豫算等、總て原案を可決したり。左に兩年度追加豫算の確數を表示す。

三十三年度總豫算追加(二號通計)	議入	○	議出
三十四年度總豫算追加(二號通計)	二二、九七三、五七五	二六、四七五、九七四	三、三八〇、五九八

第四章 増稅案 (財政計畫の二)

●政府の計畫

○増稅案提出、稅率概要 政府は北清事件の爲に流用したる三基金の缺損を補充し、及び同伴經費今後の財源に供せんか爲に、酒造稅及び海關稅を増徴し、麥酒稅及び砂糖稅を新設し、且つ葉煙草專賣率を引上ぐるの計畫を立て、案を具して之を當期議會に提出したり。(但し葉煙草專賣率引上は政府之を專行す)其新設増率の大要左の如し。

酒造稅 清酒・濁酒・白酒・味淋一石定率金十五圓、燒酎及酒精含有飲料同上十六圓、酒

精同上七十一圓二十五錢、麥酒(新稅)同上七圓○海關稅 酒類・烟草・石油の輸入稅増率
○砂糖稅(新稅) 和蘭標本に依り第一種乃至第四種の等級を設け百斤一圓乃至二圓八十錢の消費稅を課す○葉煙草專賣率 價格の十五割引上

○増稅收入額、其支途 右計畫を實施せば、國庫は年額二千百四十四萬七百五十八圓を收入するを得べし。但し明治三十四年度に於ては實施期の關係上其全額を得る能はずして、別に一時借入金をして之を補充するの計畫なること豫算の部に記する所の如し。而して此收入は主として將來北清事件の爲に要する經費に充て、及び流用せる三基金の缺損を補充し、且つ必要に應じて從來の公債支辨事業に振替使用せんとするの計畫なりとす。但し其支途に關する政府の説明稍々明瞭を缺き、爲に本案通過を艱ますの因と爲る。

●衆議院の増稅會議

○各派の意向 政友會は政府の徒與なりと雖も、當初より増稅案に絶對的賛成を表したるにあらず。寧ろ主義に於て増稅を不可とし、又政府か何等協議を遂けずして増稅計畫を立てたるを怨む。然かも後日政府の説明を聞きて之を諒とし、行政及び財政の整理を條件として之に賛成するの黨議を定む。憲政本黨の幹部及び多數議員は皆な増稅を以て已むべからざるの計と爲す。然かも亦絶對に増稅を不可とする者あり。又支途若くは年限を定めて之に賛成せんとする者あり。議論頗る區々に亘り、黨内著しき内訌を生ず。其議員總會は三十九に對する四十九を以て増稅案賛成の議を定めたり。此に於て非増稅派の議員三十餘名は其黨を脱して態度を明にし、相共に三四俱樂部を組織し、盛に財政緊肅の議を唱ふ。

○増稅案可決

衆議院は特に二十七名の委員を擧げて増稅諸案を

審議せしめ、委員會は二回の會議を開き、種々の質問を試み、討議を累ぬ。本案反對の爲に憲政本黨を脱したる委員等は各種の理由を以て増稅の不可なるを争ひたりと雖も、政友會及び憲政本黨既に増稅賛成の黨議を定めたるを以て、反對論は何等の反響あるなく、委員會は大多數を以て本案を可決す。次て委員長星亨之を二月十九日の議院に報告し、議院亦大多數を以て直ちに之を可決したり。

●貴族院の増稅會議附元老の調停

○六派一致、委員會否決 貴族院六派は當期議會開會前、星亨排斥問題に一致してより已來、今に至るまで依然鞏固なる結合を保つ。刻下の財政問題たる増稅案に對し、六派は皆な反對の意見を取り、衆議院の決議は正當に國論を代表したるものにあらずと爲し、必ず

其決議を翻へして二院制度の實を擧げんことを期し、相一致して議會に立たんことを約したり。貴族院は先づ十五名の特別委員を擧げて本案の審査を付託し、委員會は二月二十五日を以て其第一回を開く。各委員は堅く其所屬團體の決議を守り、一舉直ちに本案を否決せんとするの氣勢を示す。首相伊藤博文は各員の決心意外に鞏固なるに驚き、先づ北清事件費支辨の爲に増税を執行するの已むべからざるを切論して本案賛成を求め、辭を卑ふし禮を厚ふして之を悃請し、百方各員の意見を翻へさんことを努め、更に秘密會席上に辯明を累ね、最後に當日の決議延期を要求したりと雖も、一も各員の顧みる所と爲らず。委員會は審議僅かに一回にして大多數を以て本案を否決したり。(本案を可とする者三名)委員會が本案を否決したる理由は、今回増税収入の支途極めて曖昧なること、行政財政の紊亂せる今日、増税を

執行するの不當なること、今後の北清事件費は増税以外に其財源あること等の諸點に在り。而して其財源として數ふる所は、三基金の殘額・清國償金の殘額中支途未定のもの・事業繰延金等是なり。

○本會議、停會 二月二十九日、委員長侯爵黒田長成委員會の結果を報告す。首相伊藤直ちに演壇に立ち、遣外軍隊の給養費は増税に待つの外一策なしと云ひ、國家の進運・憲法の運用等より論下して議員の反省を求む。之より討論に入り、討論數番にして忽ち帝國議會停會の詔勅下り、其期間を二月二十七日より三月八日まで十日間と定む。

○政府の交渉拒絶、元老會議 停會期中、政府は先づ議員誘導を試みたりと雖も、一人の之に應ずる者なし。乃ち更に正式に交渉を六派に求めたりと雖も、六派は交渉の餘地なしとして之を拒絶す。

此に於て政府は元老に調停を依頼し、西郷從道其依頼に應じて京都に急行し、山縣有朋・松方正義の二人に會して評議を凝らしたりと雖も、一も名案を得る能はず、事空しく休む。伊藤の苦慮鮮からず、屢々宮中に入出し、聖旨を請ふ所あり。遂に勅命を以て山縣・松方二人を關西より召し、井上・西郷二人を加へて元老會議を開き、時局に對する處置を議し、諸元老親しく調停の任に膺ることに決せり。

○元老の交渉拒絶、調停成案、再停會　三月八日、諸元老は六派代表者三十餘名と會して調停の議を提言す。代表者は必しも調停を拒まず、但々其成案の披示を求む。元老何の成案を有するなし。代表者は此の如き漠然たる調停に應ずる能はずと爲し、直ちに交渉を拒絶す。元老は退て協議を催し、一成案を作りて再び交渉を求む。其成案は増稅案を原案の儘とし、其支途を北清事件費及び三基金の

填補に限り、此二目的を達したる後は、議會の協賛を経て更に其支途を定めんと云ふに在り。此調停案に對して六派代表者は種々の意見を提し、激論多時に亘る。其間停會期空しく過ぎ、政府乃ち再び三月九日より同十三日まで五日間の停會を奏請傳達す。

○調停對案、交渉破裂　六派は元老の調停案に對して著大の修正を加へたり。即ち酒造稅増徴を可認するも、其法律は明治三十八年度限り之を廢止し、關稅定率法改正を可認し、砂糖稅及び麥酒稅の新設は共に之を否認し、其結果として生ずべき歲入の不足は事業繰延費及び一時借入金で以て之を填補すべしと云ふに在り。六派は最後の決答として此修正案を元老に致し、元老之を首相に回付す。元老と首相と共に此修正の峻嚴なるに驚くと雖も、六派の決心極めて鞏固にして復た動かすべからず。既にして十一日夜中内閣會議を開

き、六派の提案を取りて議題と爲し、直ちに不同意の議を決し、首相之を元老に通知す。此に至て元老數日の調停は無効に歸し、政府と貴族院とは依然として對抗の姿勢を保つ。

○政府の苦悶、貴族院改造の議 政府は六派の提案に不同意の議を決すると共に、貴族院に對する今後の方策を凝議す。憲法中止・貴族院改造・衆議院解散・内閣總辭職・議會第三次停會等の諸説續々として起り、政友會亦盛に貴族院改造説を唱へて政府に勢燄を添へたりと雖も、一も決定を見るに至らず。既にして十二日、重ねて首相と元老と相會して後圖を議し、宮内大臣子爵田中光顯亦來り會し、凝議多時に彌る。政府は到底尋常の方法を以て貴族院各派の決心を撼かすこと能はざるを悟り、乃ち終に別種の手段を取りて局面を展開することに決せり。

● 詔勅煥發、増稅案通過

○勅語 三月十二日午後五時、詔して貴族院議長近衛篤磨を召し、左の勅語を賜ふ。

朕中外の形勢に於て深く時局の艱なるを憂ふ今に於て必要の軍費を支辨し並に財政を鞏固にするの計畫を立てるは誠に國家の急務に屬す○朕先に議會を開くに方り示すに朕が意を以てし而して政府に命じて提出せしめたる増稅諸法案は既に衆議院の議決を経たり朕は貴族院各員の忠誠なる必ず朕が日夕の憂を頌つべきを信じ速に廟謨を翼賛し國家をして他日の憾を貽さざらむことを望む

(註)右詔勅は標して「勅語」と云ひ、且つ國務大臣の副署を闕くと雖も、其實は憲法第十五條に所謂「國務に關る詔勅」にして、夫の第四議會の際、在廷の臣僚及び貴族院議員に賜はりたる詔勅と事情實質を同ふす。

○貴族院の増稅案可決 貴族院六派は勅語を奉戴すると共に、直ち

に從來の主張を擲ち、一に政府案に賛成するの議を決す。再停會期満了後の三月十四日、貴族院は先づ勅語奉答文を議決し、次で増税諸法案の議事に入り、前日委員會の報告を捨て、再び之を前委員に付託し、委員會は儀式的に諸法案を審査し、全部原案を可決し、十七日の本會議は直ちに其報告を容れ、茲に増税諸法案の確定を告げたり。

○閣臣の進退伺 勅語煥發の翌十三日、内閣總理大臣以下各大臣、皆な捧表して罪を待つ。此表は十五日を以て悉く却下せらる。

○首相の辯解、貴族院の云爲 今次煥發の勅語は國務大臣の副署を闕き、首相伊藤亦故らに其事情を知らざるの風を装はんとするの態あり。此を以て議長近衛は一書を裁して問ふ所あり。伊藤之に答て曰く「元老の調停其効を擧ぐる能はざるに及んで、博文乃ち詳か

に其事情を奏聞し、其結果今次の勅語を拜するに至る。本件に關しては博文自ら其責に任するを辭せず」と。貴族院は乃ち其責を問はんと欲し、上奏案提出の議大に進みたりと雖も、中道異論を生して遂に消滅に歸す。

○衆議院の決議案、否決 衆議院に於て憲政本黨其他非政府黨の合意を以て一決議案を提出す。政府か前後二回の停會を奏請し、其極聖勅を煩はし、然かも閣員は一片の進退伺書を奉呈して恬然其職に留るは、國務大臣たるの職責に背き、輔弼の重任に堪へざるものなりと云ふに在り。發議者鳩山和夫先づ起て發議の理由を説明し、政府の匪違を列舉追窮し、此決議を爲すの已むべからざるを切論す。賛否討論の後、首相伊藤酒を被りて演壇に攀ぢ、「増税案に對する紛議は政府と貴族院との關係にして、衆議院は之に容喙するの權能を

有せず』と爲し、「國務大臣は議院の決議に依りて進退すべきものに
あらず』と云ひ、頗る奇言を弄して議場を騒かす。衆議院は遂に百二
十八に對する百五十五を以て本案を否決したり、其他各種の質問起
りたりと雖も、一も明答を得ず。

第五章 法律案

●兩院通過法律案件銘 當期議會の接受したる法律案の數は九十
餘件にして、其兩院を通過したるものは左の三十九件なり。

移民保護法中改正法律案○實業教育費國庫補助法中改正法律案○
銀下新開免租地價据置年限延長に關する法律案○水害地方地租免
除に關する法律案○明治廿九年法律第四號中改正法律案○酒造稅
法中改正法律案○酒精及酒精含有飲料稅法案○沖繩縣酒類出港稅
則中改正法律案○酒精酒類其他酒精含有飲料輸出金下戻に關する

法律案○醫藥工業用酒精戻稅法案○麥酒稅法案○砂糖消費稅法案
○關稅定率法及附屬輸入稅表中改正法律案○印紙稅法中改正法律
案○登錄稅法中改正法律案○馬匹去勢法案○臺灣事業公債法中改
正法律案○明治三十二年法律第一號中改正法律案○漁業法案○
稅關貨物取扱人法案○北海道會法案○北海道地方費法案○事業公
債鐵道公債特別會計法中改正法律案○信濃川河口修築費繰越に關
する法律案○屯田兵給與地登錄稅免除に關する法律案○北海道鐵
道部支部局出張所現金前渡官吏設置法律案○畜牛結核豫防法案○
巡查看守退隱料及遺族扶助法案○生糸檢査所法中改正法律案○司
法官試補實地修習期間に關する法律案○永代借地權に關する法律
案○鐵道敷設法中改正法律案○事業公債條例中改正法律案<sup>(以上政
府提出)</sup>
●續職法案○狩獵法中改正法律案○葉煙草專賣法中改正法律案○
所得稅法中改正法律案○民法中改正法律案○開墾新開拓開地年期
繼續に關する法律案<sup>(以上議
員提出)</sup>

○**瀆職法制定** 兩院は瀆職法案を可決したり。(議員提出) 今回の提案は前議會提案の法文を全然改正し、議員・會員・委員・總代の賄賂收受・聽許・要求を罰し、賄賂を贈與・提供・約束したる者を同罪に處するものと定む。

○**北海道自治** 北海道の拓殖事業を同道の自治に任せ、自ら地方費を負擔せしめ、北海道議會を設けて其收支を議決せしめんか爲に、政府は北海道會法案及び北海道地方費法案を提出し、兩院は之に協資したり。

○**各種法律案** 政府は現行刑法を根本より改正するの案を立て先づ之を貴族院に提出す。本案に對しては非難の聲議院の内外に高く、而して貴族院審査中會期滿了す。

政友會の調査を以て衆議院議員選舉法別表改正案を提出す。十餘の

市を獨立選舉區と爲すの案にして、政府亦賛成の意を漏らす。本案は衆議院を通過し、未だ貴族院の議決を経るに至らず。

現在の東京府市部を東京都とし、其郡部を千代田縣とし、而して東京都を府縣の外に置かんとするの法律案を提出する者あり。貴族院之を可決し、衆議院未決に終る。爾來此案は屢々議會に現はれたりと雖も、永きに亘りて決定を得ず。

未成年者の飲酒を禁止するの法律案を提出する者あり。衆議院之を否決す。爾來此案は屢々議會に現はれたりと雖も、永きに亘りて決定を得ず。

第六章 雜纂

○**三十一年度決算** 政府は明治三十一年度總決算並に同特別會計

決算を當期議會に提出したり。總決算の歳入出額、並に其豫算額との對照増減左の如し。

	決算額	豫算額	比較
歳入			
經常部	一三二、八六九、三三五 ^円	一二一、四三五、四二〇 ^円	(増)一一、四三三、九一五
臨時部	八七、一八四、七九一	一三三、二八九、九七七	(減)四六、一〇五、一八五
合計	二二〇、〇五四、一二七	二五四、七二五、三九七	(減)三四、六七一、二七〇
歳出			
經常部	一一九、〇七二、一四四	一二七、四二五、〇四三	(減)八、三五二、八九九
臨時部	一〇〇、六八五、四二四	一一九、〇四七、六一〇	(減)一八、三六二、一八六
合計	二一九、七五七、五六八	二四六、四七二、六五四	(減)二六、七一五、〇八六

兩院は何等の異論を唱へずして三十一年度決算全部を檢了したり。

○二十四年度決算、衆議院の檢了。衆議院は第十三議會の決議に基き、殆と十年前に溯りて明治二十四年度總決算及び同特別會計決算を檢査し、何等の異議を唱へずして之を確定したり。此決算の檢査遲滯したる理由は本書前來屢々説く所の如し。

○北清事件費支出緊急勅令。明治三十三年五月北清事件の起るや、

政府は財政上の必要處分として勅令第二百七十七號を發し、軍艦水雷艇補充基金・災害準備基金・教育基金の特別會計に屬する資金を使用することを得るの道を啓き、茲に該勅令の事後承諾を當期議會に要求し、兩院は直ちに之に承諾を與へたり。事件發生以來、實際使用したるものは軍艦水雷艇補充基金にして、其金額は約二千八百萬圓なり。而して今回新たに増稅案に協賛を得たるを以て、基金殘額を使用せず。因に記す、北清事件に關聯して發布せられたる馬匹輸出禁止に關する緊急勅令^{第五百九十四號}は兩院の承諾を得たり。

○豫備金其他の支出。明治三十二年豫備金其他を以て豫算超過及び豫算外支出の件は兩院共に之に承諾を與ふ。同年度に在りては、剩餘金支出の例に依らずして別に公債を流用したり。

○外交質問、政府の報告・答辯・方針　憲政本黨と帝國黨とは共に外交刷新を對議會方針の一と爲し、一致の行動を取らんことを約したりと雖も、故ありて各別に質問書を提出したり。其質問は大同小異にして、即ち北清事變の顛末・其善後處分・滿洲に於ける露國の行動・英獨協商の範圍・露清密約等の事に關し、憲政本黨の大石正己、帝國黨の佐々友房、各々質問の趣旨を演説す。政府は先づ簡短なる答辯書を送致し、次で外務大臣加藤高明衆議院に臨み、北清事變の顛末を報告し、且つ各質問に對して一々答ふる所ありたり。大意、帝國政府は列國と共に清國保全の主義を取ることに、露國の滿洲に於ける行動は一時權宜の措置なりとの同國の言明に信賴すること、英獨協商は清國全土に關するものと解釋して之に贊同したりと云ふに在り。外に露清密約の内情・英獨協商の解釋・露國の韓國に於ける軍事

的行動等に關して質問續出す。政府は今後の處置に關して努めて答辯を避けたり。

○司法官増俸の件　司法部在職の徒、其俸給の薄きに苦しみ、全國の同僚相結んで増俸の議を建て、頗る世の同情を惹く。政府亦之を諒とし、増俸を豫算して之を議會に提出す。司法官は交々運動して同案の通過を圖り、衆議院之を否決するに及んで運動益々激烈に赴き、兩院協議會の結果遂に之を削除するに及んで、深く兩院の處置を憤り、辭表を提する者頻々相踵き、司法事務爲に停滯を來す。世人皆な増俸の已むべからざるを認むと雖も、然かも其運動を陋とし、又之を制止せざる政府の怠慢を非議す。此を以て兩院議員中本件に關して質問する所あり。政府は追て調査を遂けて相當の處分を爲すへき旨を答へたり。

○地方秕政の質問、發言中止の件 島田三郎地方行政紊亂に關する一質問を發したり。其質問は静岡佐賀諸縣に於ける行政紊亂の事跡は極めて明白較著なるに拘らず、政府が之を不問に付する理由如何と云ふに在り。島田は其質問の趣旨を敷衍し、各地方に於ける政黨跋扈の弊を擧げ、地方官は權力強盛なる政黨の意を迎合し、商賈受負人等亦之と結托し、相與に地方行政を紊亂せる實跡を指摘し、特に弊患の甚大なる静岡佐賀二縣の實例を列擧して之を證し、頗る痛烈なる演説を試みたり。政府は之に答へて質問者の演説は誇張又は誤解に出つと爲し、其舉示したる事實を否認せり。附記す、島田の質問演説中、井上角五郎は緊急動議を發し、時間を惜むの理由を以て、質問演説を中止して直ちに日程の議事に入らんことを求む。議會は此動議を取て議題と爲し、爲に島田の發言を中止したり。島田は

以て憲法上議員の有する權利を蹂躪する惡例なりと爲し、極力多數黨の横暴を非議して止ます。次て賛否激論を闘はし、交ゆるに暴力を以てし、紛擾多時に亘るの後、井上は自ら該動議を撤回し、島田其質問演説を繼續す。

○東京市政紊亂事件、議員監禁問題 東京市政に關聯して起りたる疑獄の豫審調書は、明白に市政紊亂の事跡を暴露し、頗る醜恠を極む。疑獄起るの後、政友會は依然勢力を市政に張り、毫も前來の行動を改めず。此に於て田口卯吉其他の議員より交々質問を發し、政府が何故に監督矯正の職責を盡さざる乎を問ふ。政府は本件は現に司法裁判進行中に屬するを以て、今は行政處分を行ふの時にあらすとの旨を答へたり。附記す、東京府選出議員横山富次郎・利光鶴松二人は東京市政紊亂に關與し、詐欺取財の罪名を以て第十五議會開

會前に拘禁せられ、召集に應ずること能はず。而して政府は此旨を議院に通牒するの手續を省きたり。其先例に違反するを詰る者あるに及んで、政府答て曰く、議員の拘禁を議院に通牒するは法律上政府の義務にあらずと。

○臺灣法官違憲罷免の件　臺灣總督府法院判官高野孟矩違憲罷免事件に關し、子爵谷干城等より上奏案を貴族院に提出す。案中詳かに罷免事件の顛末を叙し、前松方内閣の處置の違憲なるを痛論し、謹て聖鑑を請ひ奉るの意を敷陳す。内務大臣末松謙澄は、當時の臺灣は一個の殖民地にして、其地の判官は憲法上の保障を有せずと爲し、以て本案に反對を表す。貴族院は遂に本案を否決したり。衆議院に於て安部井磐根は一質問書を發し、政府は何故に前衆議院の建議に基き適當の處置を施さざる乎を問ふ。政府之に答て曰く「曾て

爲したる處分に就ては、憲法上別に措置を施すへき餘地を存せず」と。蓋し本件は發生以來既に五年を閱みし、毎に議會の重要問題たりと雖も、未だ解決を見るに至らず。爾來此問題は漸次世人の胸臆を去り、議政壇上復た論議の聲を聞かす。

○各種建議案　當期衆議院の議決せし建議案の數は十九件(提案三十一件)にして、敢て必しも注目すべきものあるを見ず。

○英皇哀悼　明治三十四年一月二十二日英國女皇崩す。帝國議會兩院は大葬當日二月特に休會して哀悼の意を表す。後日英國外務大臣は其新帝の謝意を傳致したり。

第十六回帝國議會

第一章 召集前記

●政府、内閣更迭

○財政緊肅論、閣議不統一 伊藤内閣は明治三十四年度豫算及び増税諸案を前第十五議會に提出し、幾多難關を経て、幸に議會の協賛を受け、茲に財政計畫を確定し、而して議會閉會後未だ幾くならずして早く既に其計畫を變更せんと試みたり。現任大藏大臣渡邊國武は、熟ら日清戦後經營の流弊に顧み、又現下財政の紊亂・經濟の不振に察し、増税募債以て年々多額の經費を支辨するの失計たるを認め、乃ち此際斷然公債支辨に屬する明治三十四年度の官業を中止し、

以て財政上の危険より脱せんとするの意見を取り、先づ之を總理大臣伊藤博文に圖り、其同意を受け、之を四月初旬の閣議に提唱す。政友會出身の五大臣(末松・金子・松田・森・原)は固く執りて不可と爲し、國運の促進上、官業中止の失計たるを論じ、黨派外の三大臣(山本・兒・玉・加藤)兩者の間に立て調停を試み、幾回の閣議に激論を交ゆと雖も、遂に一致を得ず。此に於て首相伊藤自ら此紛議を裁斷し、渡邊に與みして官業中止論に左袒す。政友派大臣遂に屈し、茲に官業中止の閣議を定めたり。其中止すべき官業の事項、及び金額に關して又々衝突を生じたりと雖も、遂に三十四年度の公債支辨事業費約三千萬圓中、其三分の一を程度として官業を中止することに決す。次て翌明治三十五年度以降の財政計畫を定めんとするに臨み、渡邊は又々財政緊縮の案を立て、同年度に於ては一も新事業を起さず、又公債を募集せず、既

定事業も三十七年度まで之を中止せんことを閣議に提唱す。政友派大臣は此大緊縮・長延期の財政計畫に反對し、熱力其不可を争ひ、四月三十日の閣議は全然統一を欠く。

○伊藤内閣總辭職、渡邊國武の行動 越て五月二日、伊藤は内閣不統一の責を引て骸骨を乞ひ、然後に之を閣員に通知す。政友派五大臣及び黨派外三大臣亦相踵て辭表を捧ぐ。獨り渡邊は依然其職に留まり、萬難を排して自説を貫き、以て財政上の危機を拯救せんことを期す。翌三日一書を伊藤に送りて再考を促がし、且つ單り自ら參内して所懐を以聞す。此日渡邊聖諭を蒙り辭表を捧ぐ。前日伊藤の捧表するや、樞密院議長西園寺公望内閣總理大臣臨時代理を命ぜらる。次て伊藤の内閣總理大臣を免じ、西園寺をして臨時内閣總理大臣たらしめ、又渡邊の大藏大臣を免じ、西園寺をして之に兼任せし

め、而して他の各大臣は姑く其職に留まる。

○桂内閣組織、閣員更迭 伊藤内閣の動搖するや、元老會議を開きて後圖を議す。衆交々伊藤の留任を促かすと雖も、伊藤之を固辭し、他の諸老亦皆な之を避く。此際子爵桂太郎巧みに元老の間に奔走し、周旋太た力む。元老中試みに總理大臣を以て桂に擬する者あり。桂甚だ拒まず、議輒く熟し、六月二日を以て新内閣員親任式を行ふ。左の如し。

内閣總理大臣子爵桂太郎○遞信大臣子爵芳川顯正○内務大臣男爵内海忠勝○文部大臣理學博士菊池大麓○農商務大臣平田東助○司法大臣清浦奎吾○大藏大臣兼外務大臣曾禰荒助

前内閣の海軍大臣山本權兵衛及び陸軍大臣兒玉源太郎の二人は依然其任に留まる。後ち曾禰荒助の兼外務大臣を免じ、駐清全權公使小

村壽太郎を召還して外務大臣に専任す。(九月二十一日任)次て陸軍大臣兒玉源太郎臺灣總督に専任し、參謀次長寺内正毅入て陸軍大臣に任す。

(此更迭は三十五年三月二十日にして、即ち第十六會議會閉會の後に在りと雖も、姑らく此に附記す。)

○桂内閣の舉措、地方官訓示 桂の内閣を組織するや、後輩を以て自ら居り、努めて謙抑を旨とし、普く諸元老の援護指導を請ひ、又連日朝野の士を招きて盛宴を張り、以て其驕心を買はんことを努めたり。既にして地方官會議を開き、各大臣交々訓示を與ふ。訓示中の最も明白なる事項は、政府が地方政務に重を置き、勤儉貯蓄、努めて浮華遊怠の弊を避け、官民一致して秩序ある生産力の發達を圖らんと云ふの點に在り。

●政黨及議員

○星亨の慘死、政友會動搖 六月二十一日、政友會の總務委員星亨刺客の手に仆る。政友會員と否とを問はず、世の政客を擧げて皆な之を悼まざるはなし。抑も政友會が政界に重きを爲したる所以のもの、星亨駕御の力多きに居る。故を以て其死去の後、會内漸く動搖を來し、或は宣言實行を幹部に迫る者あり、或は欸を新内閣に通せんとする者あり。地方若くは系統の異同に依り、互に黨を樹て、相反目し、幹部の力能く之を節制するなし。此時に當りて總裁伊藤飄然として海外の遊を爲し、駕御其人を缺き、爲に益々會の統一を失するに至れり。

○政友會の宣言 桂内閣始めて成るの際、伊藤は其黨員を誡め、系統感情の異同を以て漫に政府に反對すること無からしむ。既にして伊藤海外に遊び、召集期亦近づくに及んで、會内動搖、各員の意

見一致を缺き、確的に對議會方針を定むること能はず。即ち其宣言書に於て漠然國力充實・國權擴張・開國進取・憲政完成・財政整理・行政刷新等の語を列ね、而して政府に對する關係を明かにするに左の言を以てす。曰く『本會は現内閣に對して何等の關係を有せず、從て毫も偏倚する所なく、一意國家の爲に計り、以て本會の方針を貫徹せんことを期す』と。

○憲政本黨の宣言　憲政本黨は前議會に増稅案に賛成したる結果、三十餘名の黨員を失し、又頗る世の同情を喪ふ。桂内閣成立の後、同黨は政府と相結んで勢力を挽回せんことを企て、私かに畫策する所あり。既にして對議會方針を議決し、最も重を隣邦の保全・東洋の平和・列國の均勢等に置き、内政問題に對しては、行政改革・官紀振肅・地方弊政刷新・公債整理・財計緊縮等の條目を掲げ、特に財

計に關しては『歳入は主として間稅に採り、地租等を輕減して地方財源を豊にすべし。政府事業中、緩急を計りて之を緊縮し、公債支辨に屬するものは當分普通歳入支辨に移し、以て公債を整理すべし』と云へり。同黨は政府の財政方針の消極主義に傾きたるを喜び、此點に於て政府と相結ばんことを期し、此方針を以て第十六議會に立ちたり。

○三四俱樂部の方針　前議會の際、増稅案に關して憲政本黨と分離したる三四俱樂部は、財政問題以外に於ては母黨と所見を同ふす。此を以て増稅案通過の後、復歸の談粗く熟したりと雖も、故ありて遂に不調に歸す。此俱樂部は經費大削減の主張を持し、明治三十五年豫算に對する方針として財政整理及び緊肅の要目を議決し、明かに政府の計畫に反對を標榜す。

○帝國黨の態度　帝國黨は桂内閣成立の翌日直ちに此内閣と主義

方針を同ふする旨を議決し、對議會方針に於て之を複説し、特に北清事變の處理・諸般事業の經營・地方秕政の矯正等を掲ぐ。此黨は唯一の政府黨を以て自ら任したりと雖も、政府之を顧みずして却て政友會に頼りたるを以て、其心甚だ平かなる能はず、頗る怨言を漏らすに至れり。

○貴族院各派の形勢 貴族院六派は依然前年來の結合を保つ。(六派)

中其名稱を變したるものあり、(政府は議會開會前財政計畫の内容を示して又合同分離したるものあり)六派の意見を徴し、六派之に對して確的の意見を定むるに至らざりしと雖も、概ね政府の計畫に賛成するを吝まず。又六派は衆議院の憲政本黨に同情を寄せ、相應して政友會に反抗せんとするの姿勢を現はしたり。

○議員黨派別 第十六回議會に臨むべき衆議院議員黨派別概要左の

如し。

政友會百五十八人○憲政本黨七十二人○三四俱樂部三十人○帝國黨十三人○無所屬二十七人

○貴族院議員異動 第十五回議會閉會後、第十六回議會閉會に至るまで、貴族院議員の異動左の如し。

△丁年上任 侯爵尙典

△勅任 奥山政敬○室田義文○藤田四郎○男爵石黒忠愼

△補闕當選 瀧澤喜平治○男爵小野尊光○子爵酒井忠亮○河路重

平○岡村喜萬太○男爵島津長丸○石井虎之助○網野善右衛門

△辭職 男爵田尻稻次郎○林田登○男爵酒井忠弘○平沼專藏○廣

瀬和育

△死亡 男爵石田英吉○三田昇馬○井狩彌左衛門○渡邊洪基○子

爵大河内正質○侯爵尙泰○男爵永山盛輝

●東洋時局

●北清事件媾和條約 北清事件に因する媾和談判開始に先立ち、駐清列國使臣は對清要求の項目を一定し、同文公書として之を清國媾和委員に提示し、大體に於て清帝の是認を得たり。明治三十四年春來、相互委員相會して逐條審議し、七閱月・八十餘回の會見を重ね、議全く熟し、九月七日を以て約書に調印を了し、後ち列國元首の批准を得て之を實施す。該條約は十數條に成り、被害公人獨逸公使ケツテレ、ル及び日本公使館書記生杉山彬の慘死を惋惜する件・外人被害地方考試停止の件・贖罪碑建設の件・兵器彈藥類輸入禁止の件・公使館所在地に於て列國警察權執行及び常備兵存置の件・太沽砲臺及び同地北京間の諸砲臺破壊の件・北京海面間に列國占領權執行の件・排外禁制の榜示掲載の件。

通商條約改正の件 外務官衙の組織及び外使謁見の儀式改訂の件・列國聯合軍撤去の件等、皆な約款中に存す。談判の際、最も議論の存したる所は元兇處罰及び償金支拂の二點にして、列國は固く當初の主張を持し、清國漸次に其要求を容れたり。即ち元兇處罰に關しては、條約に於て元兇の氏名及び刑名を明示し、談判中一々其處罰を執行す。償金支拂の件に關しては、清國は列國の政府・團體・個人及び雇傭清人の損害賠償金に充てんか爲に海關銀四億五千萬兩(日本貨幣一圓四十錢七厘換算)を支出することを諾し、賠償金は金貨の負債と爲し、一個年四朱の利子を付し、千九百二年明治三十五年已降三十九個年内に其全部を償還すべく、海關税の高率增收額及び内地關稅並に鹽稅を以て手形保證の財源とすることを定む。

(註)列國と共に清國に對して媾和談判を開始したるは(三十三年二月廿四日)伊藤内閣の時にして、

條約に調印を了したるは(三十四年)桂内閣の時に在り。而して北京包圍を受くるの際、彼地に公使たりし者は西德次郎にして、媾和談判の準備中仍ほ其任に留まり、次て小村壽太郎擧げられて駐清公使に任じ、談判の衝に當り、調印を了するの後、歸朝して桂内閣の外務大臣と爲る。

○列國撤兵

媾和條約末文に於て列國聯合軍撤退の時期を定め、公使館守備兵及び北京海面間占領地點守備兵の外、皆な九月二十二日迄に直隸省内より其兵を撤すべきことを約す。然れとも談判中清廷は早く既に元兇を處罰し、償金支拂を諾し、諸他問題亦粗く解決の緒に就きたるを以て、五月三十一日聯合軍司令部を解き、列國皆な期に先ちて其兵を撤したり。單り露國は撤兵を肯んせず。

○露清滿洲還付條約

曩に露國は滿洲密約案を清國に提し、列國の抗議に依て已むを得ず一時之を撤回したりと雖も、毫も意を滿洲に絶たず、却て益々軍備を充實して他日攫奪の地歩を作す。密約案

放棄後僅かに半歳を距て、(三十四年十月の交、我に在りては桂内閣成立の後)滿洲還付に關して清廷と交渉を開始し、滿洲の軍備制限・兵勇訓練・鑛山探堀・鐵道投資等に關して獨占的利益を要求し、其條件を以て爾後三箇年内に撤兵を斷行せんことを提言す。清廷は大に露國使臣の強要に艱み、扞けて之に應せんとするの傾向あり。此に於て帝國は英米二國と共に清廷に移牒し、露國に特權を與ふるの不利なるを警告す。清廷大に悟る所あり、斷じて露國の要求を拒絶するの意を決す。既にして兩宮北京に回鑾し、日英同盟亦成立し、而して清廷は恃て以て無條件に滿洲還付を求めたるを以て、露國は到底其目的を達する能はざるを悟り、乃ち各般要求を撤回し、無條件に滿洲を還付するの條約を結び、其撤兵時期を條約調印後十八個月と定め、其期間を三分し、六個月毎に撤兵することを約す。其條約の調印を了したるは明治三十五年

四月八日に在り。(本文末段の記事は第十六議會々期中より閉會後に亘ると雖も、便宜此に叙す。)

○日英協約 東洋の天地近年益々多事に赴き、帝國利害の感愈々切なり。前伊藤内閣の際、外務大臣加藤高明は英國と同盟して東洋の時局に處するの政策を立て、駐英公使林董をして之を英國政府に提言せしむ。英國政府之を快諾し、直ちに交渉を開始す。爾來内閣の更迭を來たすと雖も其政策を變易せず。談判着々進捗し、明治三十五年一月三十日倫敦に於て協約に調印を了し、二月十二日兩國同時に之を發表す。此協約は極東に於ける現状及び全局の平和を維持し、清韓兩國の獨立及び領土を保全し、且つ兩國に於ける各國の商業を機會均等主義の下に置かんことを目的とし、先づ清韓兩國は全然侵略的趨向に制せらるゝことなきを聲明し、但々英國は清國に於て、日本は清韓兩國に於て、各々特殊の利益を有するを以て、兩

國は該利益を擁護するか爲に必要な措置を執ることを得るの權利を互に承認し、若し同盟國の一方か上記の利益を防護せんが爲に別國と戰端を開き、而して他の邦國來りて交戦に加はり、以て同盟國に抗する時は、他の同盟國は一方の同盟國を援けて協同戰鬪に當るべきを約し、而して其有効期を五個年と定む。此協約は著しく國民の歡迎を受けり。(本件は第十六議會々期中の事、便宜此に之を叙す。)

第二章 會期

○召集、成立、開院式 第十六回帝國議會は明治三十四年十二月七日を以て東京に召集せられ、即日成立し、十日開院式を行ひ、勅語を賜ふ。

○貴族院副議長 貴族院副議長侯爵黒田長成の任期盡き、十月七

日勅命を以て重任す。

○**全院委員長、常任委員** 開院式翌日、全院委員長及び常任委員を選挙す。公爵徳川家達貴族院全院委員長に、杉田定一衆議院全院委員長に當選す。

○**閉院式** 明治三十五年三月十日閉院式を行ひ、勅語を賜ふ。

第三章 豫算案附財政諸計畫

●政府の立案

○**施政及財政の方針**(總理大藏兩大臣の演說) 十二月十二日、内閣總理大臣桂太郎衆議院に臨みて施政の方針を演説す。大意「維新の宏謀に遵ひ、憲法の條章に則り、内は國家の基礎を鞏固にし、外は列國との交誼を厚ふせん」と云ふに在りて、言續て財政に及び、事業繰延・經費節

減の要務たるを論述せり。次て大藏大臣曾禰荒助起て豫算を説明し、財政の方針を表言す。清國賠償金の收受・該債券の賣却・官業繰延・募債中止・賣債代金と増稅收入とを以て清國事件費を償還し、及び從來の公債事業費に振替支辨する計畫なることを明かにし、最後に「三十五年度の歲計方針は努めて節約を主とし、民間經濟に餘地を與へ、財政經濟共に之を健全なる順境に置かんことを期す」と述べ、豫算の内容に涉りて説明する所ありたり。

○**三十五年總豫算** 明治三十五年總豫算案に計上する歳入出額、並に前年度豫算との對照左の如し。

	三十四年度	三十五年度	比
經常部	二二四、七五五、八二六	二〇七、五四〇、六七〇	(增)一七、二一五、一五六
臨時部	五三、五九六、六一六	六九、九五六、三三三	(減)一六、三五九、七一七
合計	二七八、三五二、四四二	二七七、四九七、〇〇三	(增)八五五、四三九

經常部	一七七、六四一、四一二	一六四、六七六、一七三	(增)一二、九六五、二三九
歲出	九八、一〇九、七八二	一〇四、七六五、七八二	(減)六、六五五、九九九
臨時部	二七五、七五一、一九四	二六九、四四一、九五五	(增)六、三〇九、二三九
合計	二七五、七五一、一九四	二六九、四四一、九五五	(增)六、三〇九、二三九

(註)三十五年總豫算歲入有餘金二百六十万一千二百四十七圓也○右比較表中には臺灣總督府補充金を含まず。

○重要歳出 前年度總豫算に於て議會の問題たりし吳造兵廠擴張費・司法官及び地方官の増俸・臺灣兵營新築費等は又當年度總豫算に編入せられ、其要求額は略々前案を襲ふ。外に各學校の創設・鐵道の改良・航路の擴張・中央地方判任官の増俸等を要求し、五六の繼續事業を起さんとす。

○歳入種別 前年議會の協賛を得たる増稅計畫の實施に依り、本年度より其全額を收入し、爲に著しく普通歳入の増加するを見る。又從來臨時歳入の大部分を占めたる償金繰入及び公債募集の二科目

は、當年度總豫算に於て著しく其額を減ず。即ち償金繰入額は僅かに八百六萬五千八百五十六圓に止まり、公債は厘毛も之を募集せず、(臺灣總督府特別會計を除く)之に代ふるに清國債券賣却代金を以てし、以て巨額の歳出に應ぜんとす。其内容は次項記する所の如し。

○内外債失敗、清國償金收受、其支途 政府の始めて明治三十五年豫算調製に着手するや、臨時歳入の大部分を公債に求めんとし、先づ外債募集を企てたりと雖も、不幸にして失敗に歸し、更に内債を起さんとして又成らず。會々北清事件に關する賠償金を清國より收受するの條約成立したるを以て、其償金債券を大藏省預金部に賣却し、以て歳計の窮を救はんとし、此計畫を以て豫算を調製したり。賠償金の帝國分配額は總計約五千萬圓にして、内約二百五十萬圓は個人の損害賠償に充て、殘額約四千七百五十萬圓は國家の有に歸す。

政府は八掛の相場を以て其債券を預金部に賣却し、其代金三千八百五萬九千二百圓を三十五年度總豫算臨時歳入に豫算す。此歳入を以て北清事件の爲に流用したる三基金の元利を填補し、及び同事件の爲に起したる臨時國債を償還せんとし、三千八百五萬九千九十六圓を臨時歳出に豫算す。

○官業繰延、公債政策放棄、公債事業振替支辨財源 政府は内外債募集の失敗に鑑み、又經濟財政の悲運に照し、明治三十五年度に於て大に既定の官業を繰延べ、又全然公債政策を擲ちたり。按ずるに從來公債支辨に屬する官業中、三十五年度の年割額實に二千三百餘萬圓に達す。政府は其内六百餘萬圓を後年に繰延べ、殘額千七百餘萬圓に對しても一切募債を見合せ、總て一般歳入を以て之を支辨せんとす。夫の前年確定せる増税法實施の結果、三十五年度に於て

約二千萬圓を收入することを得べく、此收入を以て同年度に要する北清事件費二百五十萬圓を支辨し、其殘餘全額を以て、上記官業の年割額に充てんとす。繰延ぶべき官業の殆ど全部は鐵道にして、一般歳入を以て公債支辨に振替ふるもの亦鐵道經費多きに居る。政府は此趣旨を以て鐵道敷設法及び北海道鐵道敷設法中に改正を加へ、公債以外の歳入を以て鐵道經費に充つる道を開かんとし、豫算案と同時に同法律案を提出したり。

○別種豫算 追加豫算其他別種の豫算は、姑らく便宜の爲に一括して之を章末に叙す。

●衆議院の總豫算會議附政府政友會の妥協

○財政各案委員會

衆議院の豫算委員會は先づ委員總會を開き、

政府の財政計畫に關して各種の質問を試み、次て審査方針を議し、努めて歳計を緊肅するの方針を定め、分科會をして分擔審査せしむ。豫算に關聯する政府提出の法律案、及び後日議員の提出せる關係諸法案、皆な之を特別委員に付したり。當時財政計畫に關して政府と政友會との間に交渉を催し、其交渉は頗る長きに亘りたるを以て、各案委員會は皆な交渉の成果如何を待ち、其受託事項を審査すると極めて遅々たり。

○清國償金豫算編入の非難 清國賠償金を以て三十五年度總豫算の基礎と爲したる一事は、當時各政派政客の危虞非難したる所なり。其意に以爲らく『清國賠償金の總額既に定まると雖も、列國の分配額は未だ定らず。個人の賠償額亦其内に存す。此の如き不定の收入は以て豫算の目的と爲すべきものにあらず。縱令國家の受領額既に

確定せりと爲すも、其還了期は將來三十九年の後に在り。其間彼國の國情變轉して屢々危險に瀕すること亦想像するに足る。此の如き長期且つ不確實なる債券に信用を措き、其全額を一時に豫算に編入し、剩へ八掛の高價を以て預金部に引受けしむるが如きは、畢竟財政の基礎を攪亂するものたるを免れず』云々。各員は此趣旨を以て交々質問を試み、且つ基金填補・事業繰延・公債政策等の諸點を質問す。政府は之に答ふるに帝國政府の收受すべき賠償金額既に確定せる旨を以てし、之を豫算に編入するの決して財政の基礎を攪亂するものにあらざることと明言したり。

○各派の態度 政友會は長く其態度を曖昧にし、内部に於ける各員の暗闘頗る盛なりしと雖も、遂に政府の財政計畫に反對するの議を決して其態度を明かにせり。決議條目の概要左の如し。

清國賠償金を普通豫算に編入するを否認し、該償金特別會計を設置する事○基金填補の財源を償金に取るを否認し、増稅收入を以て漸次填補する事○既定公債事業は普通歳出に振替支辨するの必要なし○國債證券買入法を廢し抽籤銷却の方法を設る事○行政及び財政整理の趣旨を以て豫算其他の案件を議定する事

政友會は右決議の趣旨に基き、國債證券買入銷却法廢止法律案及び清國事件に關する償金特別會計法案を提出し、政府は絶對的反對を表明したり。此際憲政本黨は自ら進んで政府黨の地位を占めんとし、乃ち一々政府の財政計畫を賛成するの決議を爲し、密かに政府に交渉する所あり。帝國黨亦唯一の政府黨を以て自ら居り、一に政府案に賛成する所あらんとす。單り三四俱樂部は夙に政府の財政計畫を非認し、前掲政友會の決議と同様の方針を明かにしたり。

○政府と政友會の交渉、談判不調 政友會は絶對的多數の議員を有し、各議案の運命を左右す。政府は同會と妥協して案件を圓滿に

處理せんことを期し、會見を其領袖に求め、十二月十九日、兩者の代表者帝國ホテルに會見す。(政府の代表者は桂・山本、政友會の代表者は松田・尾崎)席上互に意見を闘はし、調和頗る艱む。此に於て井上馨の周旋を以て協議會を催し、政友會代表者は先づ讓歩案を提出す。政府應せず。次て第二の讓歩案を提出するも亦應せず。更に第三の讓歩案を提出し、紛議の骨子たる償金公債等に關する問題を避け、大體に於て政府の計畫を是認し、唯々賣債價格を低減し、及び豫算査定案に同意せんことを要求す。政府尙ほ之に同意するを吝み、唯々賣債價格低減の議に應ずるの外、行政整理に關する口舌の義務を將來に負ひ、政友會をして一に政府案に賛成せしめんと擬す。政友會の代表者遂に忍ぶ能はず、乃ち茲に交渉を謝絶し、談判遂に不調に歸す。

○談判圓熟、妥協成案 政府は憲政本黨及び帝國黨を疎外したり

と雖も、亦窳かに之か後援を恃む。故を以て政友會と交渉の際、確く當初の計畫を保持して寸毫も枉くる所なし。政友會亦其主張を固執して一たひ政府との交渉を謝絶したりと雖も、其後に及んで會内政府賛成派の勢力益々長し、種々策術を運らして政府に近つかんとし、總裁伊藤亦海外より發電して政府案賛成を促かし、而して政府が憲政本黨等に依頼して意外に強硬の態度を取るを以て、政友會中再び政府と交渉して妥協を遂げんことを希ふ者頗る多し。此時に當りて豫算査定案略々成るを告げ、其査定額は、原案の歳出額を削減すること極めて少し。政府は政友會の内情を看破し、亦査定案に同意するの容易なるを念ひ、再交渉の議を政友會に提言し、政友會之に應じ、二十九日、兩者の代表者總理大臣官邸に會見す。大體前回の政友會提出第三讓歩案を基礎として交渉し、議容易に熟して妥協

を了す。政友會中一部の議員は大に異論を唱へ、著しき紛擾を惹起したりと雖も、遂に議員總會の一致を以て妥協案を可認したり。妥協案の綱目左の如し。

政府は豫算案を撤回し清國債券を七十圓替に訂正して再び之を提出する事○政友會は清國債金特別會計法案を撤回する事○政府は清國債金國庫收入額の確定せるを立證する事○政府は衆議院の豫算査定に大體同意する事○政府は行政及び財政整理の實を擧ぐる事

○清國債金國庫受領額確定の宣言、總豫算案訂正 十二月二十六日の衆議院議場、總理大臣桂太郎は清國より國庫に收受すべき賠償金額の確定したることを宣言し、一たひ總豫算案を撤回し、清國債券賣却代金を七十圓替に低減して歳入出に訂正を加へ、直ちに其訂正豫算案を提出す。訂正低減額は歳入出共に四百七十五萬七千四百圓なり。

○**總豫算査定案、議了、修正額** 豫算委員會は曩に既に總豫算を査定し、歳入三萬六千三百二十四圓を増し、(内、經常部三萬九千五百十四圓、臨時部三千三百八十四圓)歳出五十六萬九千三百二圓を減(内、經常部四十二萬四千九百七十七圓、臨時部十四萬四千三百八十五圓減)するの議を定む。次て政府が豫算案を撤回して再ひ之を提出するや、形式的審査を施し、政府訂正の外、總て前査定案を採用し、委員長石田貫之助之を十二月二十八日の議場に報告す。衆議院は總て其報告を容れ、茲に明治三十五年度總豫算を議了したり。夫の臺灣兵營廳舎營繕費(五個年繼續、總額二百四十萬圓)の如き、豫算委員會は一たひ之を削除したりと雖も、後ち政友會議員總會の決議を以て之を復活し、又前議會の大問題たりし吳造兵廠擴張費(四個年繼續、總額六百三十四萬餘圓)の如き、今回又々紛議の料と爲り、一部中立の議員は熱心に否決論を爲したりと雖も、結局大多數を以て之に協賛したり。但々司法官及び郡長の増俸を削除

したるは稍々注目すべきものと爲す。

● 貴族院の總豫算會議附兩院協議會

○**貴族院の總豫算議了** 貴族院の各派は豫め豫算審査の方針を議し、衆議院の削除せし費目を復活するの議を定む。政府は豫算委員の質問に答へて原案復活を望む旨を明言せり。委員分科會は乃ち司法官増俸外三件を復活す。衆議院は以て越權と爲し、豫算不成立を賭して相争はんとするの氣勢を示す。政府乃ち原案復活の希望を取消し、全部衆議院の決定に賛成せんことを求む。委員總會は遂に司法官増俸費目のみ復活し、他は總て衆議院の決議を可認す。之を本會議に移すに及んで、全部委員會の報告を可認し、茲に明治三十五年總豫算全部を議了したり。

●●●兩院協議會、豫算成立

衆議院は貴族院の司法官増俸復活の議に同意せず、乃ち兩院協議會を開き、激論の極、八に對する十一を以て増俸削除の議を可決し、兩院は共に此成案を容れ、茲に明治三十五年度總豫算の成立を告げたり。

○確定豫算

左に明治三十五年度總豫算歳入歳出確定額を掲ぐ。

入	二二四、七九五、三四〇	臨時部	四八、八三五、八三六	合 計	二七三、六三一、一七六
出	一七七、二一六、四九九		九三、二〇八、〇〇〇		二七〇、四二四、四九五

（註）政府原案に比し歳入増減数は衆議院委員會査定部に掲ぐるものと同じ。又清國債券買取代金低減の爲め、原案の歳入増減額を動かしたること既記の如し。

●●●總豫算關係事項

○清國償金特別會計法案
政友會提出の清國償金特別會計法案は

衆議院委員會之を可決し、將に之を議院に報告せんとするの際、政府と政友會との妥協成り、政友會之を撤回す。之を外にして三四俱樂部提出の同銘法案あり。提案の理由は政友會の主張と同一にして、唯々其支途を指摘し、東亞の經營に充つべきものと限る。委員會は本案を否決し、本議會亦之を否決す。

○國債證券買入銷却法廢止案
政友會が清國償金特別會計法案と同時に提出したる國債證券買入銷却法廢止法律案は依然として議院に在り。衆議院は種々論議の末之を可決したりと雖も、貴族院之を否決す。

○公債支辨事業關係法律
政府が從來の公債支辨事業を普通歳入の支辨に振替ふるの目的を以て提出したる二件の鐵道敷設法中改正法律案は、當初紛議の本據なりしと雖も、局面一變の結果、兩院は

之に協賛したり。

○行政整理の公約 政府は行政財政整理の實を擧ぐることを約束して政友會と妥協を遂げ、尋て正式に之を議場に公言し、以て財政諸案に協賛を得たり。政府は此約束を履行せんが爲に委員を擧げて政務を調査せしめんとし、追加豫算を以て該調査會の經費を要求す。當時首相桂は『議會の満足すべき整理を遂げて之を次年度の豫算に現はさん』と明言したり。議會は此公約に信を措て調査費豫算に協賛し、政府は政務調査會を組織して事業を遂行す。

●別種豫算

○三十四年度追加豫算 明治三十四年度總豫算追加凡て六號。各號の金額を通算すれば、歳入百四十六万二千五百十二圓、歳出六百

三萬四千二百五圓なり。内に臺灣特別事業費補助の件あり。其金額は百三十萬圓にして、公債を以て之を補充す。(公債全部臺灣銀行引受)又製鐵所創立費追加増額・農工銀行補助・馬匹糧食費・府縣費等あり。概ね既定歳入を以て之を支辨す。衆議院は製鐵所追加要求額全部五十四万九千八百一圓を削除し、他は都て兩院の協賛を経たり。左に其確定數を掲ぐ。

三十四年度總豫算追加(六號通計) 歳入一、四六二、五二二圓 歳出五、四八四、四〇四圓

○三十五年度追加豫算 明治三十五年度總豫算追加凡て七號。各號の金額を通算すれば、歳入八百九十六萬五千六百一圓、歳出千二百一十一万二千八百二十四圓なり。歳出の重要なるものは臺灣總督府補充金(次項参照)・製鐵所作業費補足・同創立費追加増額・鐵道買収及び補助費等是なり。而して其歳入は臺灣經費補充の爲に公債三百七十萬圓を募集し、(外に同島特別の事業經營の爲め)製鐵所作業費補足の爲に

二百萬圓の一時借入金を起し、外に鐵道運賃の増收・前年度繰入金等を以て之を支辨す。衆議院は製鐵所創立費増額全部の削除及び其他の修正を以て歳出七十八萬四千二百二十六圓を減じ、他は都て兩院の協賛を経たり。左に其確定數を掲ぐ。

三十五年度總豫算追加(七號通計) 歳入八、八〇二、〇八八圓 歳出一、三二八、六九八圓

○臺灣總督府豫算 臺灣總督府特別會計豫算の明治三十五年度歳入歳出は共に千八百八十一萬六千十四圓にして、國庫は六百十五萬九千七百六十三圓を支出して其經費を補充す。國庫補充金中、三百七十萬圓は公債募集金にして、以て既定の特別事業費に充つるものとす。政府は明治三十五年度に於て公債政策を擲ちたりと雖も、臺灣の事業費は仍ほ財源を公債に取る。此豫算は航海補助費中十六萬圓を削減して兩院の協賛を得たり。之を外にして鐵道建設改良費・基

隆築港費・土地調査費・專賣局經費等を要求し、其額約四百萬圓に達す。過半は其財源を公債に取る。兩院は若干の修正を施して之を可決したり。

○德島鐵道補助案、議案分割の先例 政府は德島鐵道に補助を與へんと企て、豫算外國庫負擔契約案中に之を掲げ、衆議院之に協賛し、貴族院之を否決す。該契約案中には德島鐵道及び北海道鐵道補助の兩件を併記す。貴族院は前者を否決し、後者を可決し、而して否決費目に對して前議々院の同意を求むるの手續を執らす。茲に議案分割の先例を開く。

○追加豫算の財源、豫備金及繰延金の流用 明治三十四・五兩年度の追加豫算中、臺灣特別事業費は公債を以て、製鐵所經費は一時借入金を以て、鐵道經費は鐵道益金を以て各々之を支辨し、他は概

ね國庫剩餘金を以て之を支辨す。政府は年度内の第二豫備金殘額、及び既定繼續費の事業繰延金を以て一種の剩餘金なりと爲し、之を流用して以て歳入の不足を補はんとし、現に之を三十四年度追加豫算第二號に適用せんと試む。議員中以て會計法違反と爲し、激論多し、此違法の豫算案を返戻して政府の反省を促かすべしとの論頗る高し。然かも政友會は政府を辯護し、此計畫の違法にあらざるを論じ、兩院遂に之に協賛を與ふ。又政府は三十四年度豫算施行上、豫定の公債を募集する能はざるに苦しみ、乃ち他の事業を繰延べ、其經費を流用して公債支辨事業を遂行せり。亦是れ事業繰延金を以て剩餘金と解釋したるものなり。

第四章 法律案

○兩院通過法律案件銘 當期議會の接受したる法律案は總計百四十件にして、其兩院を通過したるもの左の五十件なり。

鐵道敷設法中改正法律案○北海道鐵道敷設法中改正法律案○畜牛結核病豫防法中改正法律案○移民保護法中改正法律案○登録税法中改正法律案○大藏省券條例中改正法律案○特許法中改正法律案○虫害驅除豫防法中改正法律案○警察署内の留置場に拘禁又は留置せらるゝ者の費用に關する法律案○第五回内國勸業博覽會參考館へ陳列の爲め輸入する貨物關稅免除に關する法律案○臺灣官設鐵道用資金會計法案○地方學事通則中改正法律案○北海道土切組合法案○臺灣に在勤する巡查看守退隱料及遺族扶助料に關する法律案○明治二十九年法律第六十三號中改正法律案○裁判所管轄區域變更に關する法律案○冲繩縣及東京府管内伊豆七島に於ける國稅徵收に關する法律案○農工銀行法中改正法律案○耕地整理法中

改正法律案○骨牌稅法案○衆議院議員選舉人名簿に關する法律案
 ○國稅徵收法中改正法律案○陸軍作業會計法中改正法律案○砂糖
 消費稅法中改正法律案○海底電線保護萬國聯合條約罰則法律案
 ○海軍造船材料資金會計法案○商業會議所法案○製鐵所据置運轉
 資本に不足を生ずる場合には一時借入を爲すを得る法律案○鐵道
 敷設法中改正法律案○東京市區改正條例中改正法律案○明治三十
 三年法律第七十三號衆議院議員選舉法別表中改正法律案○會計法
 中改正法律案○軍人恩給法中改正法律案(以上政府提出)○郡費分賦の件に
 關する法律案(貴族院提出)○民法中改正法律案○課稅標準額及稅額計算
 に關する法律案○蟲害地々租特別處分法案○京都府下國界及郡界
 變更法律案○關稅定率法附屬輸入稅表中改正法律案○明治三十三年
 法律第七十三號衆議院議員選舉法別表中改正法律案○電害地々
 租特別處分法案○營業稅法中改正法律案○輸入原料砂糖戻稅法案
 ○農工銀行法中改正法律案(二件)○外國領海水產組合法案○國勢

調査に關する法律案○年齡計算に關する法律案○會計法中改正法
 律案○日本勸業銀行法中改正法律案(以上衆議院提出)
 ○臺灣特別立法制有効期第二次延長 臺灣總督委任立法に關する
 明治二十九年法律第六十三號は、先に一九〇七其有効期を三箇年間延
 長し、今や其期限將に盡きんとするに及んで、政府は再び三箇年間
 延期の案を立て、當期議會の協賛を求め來る。(第九・第十三兩議 衆議院の各派各員は概ね本案を不可とす。政府は過度の熱心を以て本案通過を圖り、間々解散を聲言し、旁ら政友會と相交渉す。政友會遂に屈し、委員會は托けて之を可決したり。本會議亦八十四に對する百六十四を以て第二讀會に移し、遂に之を可決す。貴族院亦大多數を以て之を可決したり。乃ち本法は明治三十八年三月三十一日迄其効力を有す。)

○會計法中改正(追加豫算
提出制限)

兩院は會計法を改正し、「必要避くべからざる經費及法律又は契約に基く經費に不足を生じたる場合の外、追加豫算を提出することを得ず」の一項を同法第五條に追加するの法律案を可決したり。(議員提出)此改正を加ふる理由は、近年政府が毎期議會に頻々不急なる追加豫算を提出し、豫算の本義を没却すると共に歳計の膨大を來すの弊あるを以て、法律を以て之が制限を設くるの要ありと云ふに在り。

○選舉法別表改正(市部議員
増加等)

兩院は政府提出衆議院議員選舉法別表中市部選出議員増加の案を可決したり。此改正に依りて横濱市の定員一人を増し、高崎・四日市・若松・青森・秋田・鳥取・尾道・丸龜・久留米・門司・小倉の十一市を獨立選舉區として各々議員一人を出す。此改正は人口増加の結果に基くと雖も、政府は將來選舉區の人口に

増減を生ずるも、少くとも十個年間は議員定數を増減せざらんとし、之を選舉法別表の末尾に追加規定す。此末文は衆議院之を否決し、貴族院之を復活し、衆議院遂に之に同意したり。

外に議員中、島嶼を獨立選舉區と爲すの案を提出する者あり。幾多の島嶼中、兩院が獨立選舉區たるを可決したるは佐渡一島あるのみ。佐渡選出議員の定員を一人とし、其結果、新潟縣郡部の定員一人を減ず。

○骨牌稅新設

政府は骨牌稅法案を提出す。其理由に曰く「骨牌は弊害を生じ易き奢侈品なるを以て、之に課税して國家財源の一に充つるの適當なるを認む」と。此法案に對しては異論甚だ多かりしと雖も、兩院遂に之を可決す。本法課稅率は製造所一個所年額六十圓、骨牌一組二十錢にして、其收入年額約三十萬五千圓なり。

○**鶏卵輸入税増率** 鶏卵輸入税現行一割を高めて九割と爲すの法律案出づ。(議員提出)増率の程度に關して異論大に起り、醜聞亦之に伴ひ、各員異例の熱心を以て其主説を維持す。結局二割五分率を可決したり。

○**樟腦專賣法案** 政府は樟腦專賣制を擴張して臺灣より内地に及ぼさんとし、之が法律案を提出す。衆議院は多少の修正を加へて之を可決す。然るに貴族院は本案に主務大臣の署名を缺くを發見し、之を受領議決するを拒みたり。

○**市町村會議員資格制限案** 市町村の爲め請負を爲し若くは金穀其他物品出納の取扱を爲す者、又は同上法人の役員の市町村會議員又は市參事會員たるを禁し、且つ市會議員の市參事會員を兼ねるを禁するの法律案出づ。(議員提出)衆議院の委員會は大體本案を可決して議

院に報告す。政友會派の議員は此報告を否認し、金穀物品出納者に關する制限、及び市會議員參事會員兼任の制限を削除するの修正案を提出す。此案に對しては各派激論あり、結局七十七に對する百四十二を以て修正案を可決したり。貴族院は此案の送付を受け、衆議院當初の原案を復活して之を可決す。此に於て兩院協議會を開き、貴族院の修正を可とするの成案を得たりと雖も、衆議院遂に之に同意せず。本案爲に消滅に歸す。

○**各種法律案** 議院法を改正して議員の質問に對する政府の責任を明にせんとするの案を提出する者あり。大意「國務大臣は質問主意書を受領したる次の會議日、議院に出席して自ら答辯すべく、若し當日出席する能はざるときは、答辯すべき日時を指定して議院に通報すべく、已むを得ざる場合に限り文書の答辯を爲すことを得」と

云ふに在り。衆議院は本案を可決し、貴族院之を否決す。
普通選舉に關する法律案を提出する者あり。選舉人・被選舉人の資格は唯々成規の年齢に達するを要するの外、財産其他の制限を一切撤廢せんとするに在り。衆議院は之を實行するの時機尙早しとして之を否決す。

十年毎に帝國の國勢を調査するの法案出づ。兩院之を可決す。

政府は行政廳・行政裁判所・通常裁判所間の權限爭議を裁判するの機關として新たに權限裁判所を設けんとし、之が法律案を提出す。貴族院は之を可決し、衆議院は會期中之を議決せず。

政府は前議會に提出したる刑法改正案を再び當期議會に提出したり。今回は幸に貴族院の協賛を得たりと雖も、衆議院の審査中會期滿了を告ぐ。

東京都制法案は前回と同じく貴族院を通過したりと雖も、未だ衆議院の議決を経るに至らず。

未丁年者飲酒禁止法案は今回初めて衆議院の可決を得、而して貴族院委員會亦一たび之を可決したりと雖も、故ありて委員に再託し、會期中審査決定の報告に接せず。

第五章 雜 纂

○日英協約發表

日英協約締結の顛末は既に叙したり。該協約は恰も議會會期中に成立したるを以て、政府は之を議會に發表す。二月十二日、總理大臣桂太郎は貴族院に臨み、外務大臣小村壽太郎は衆議院に臨み、各々協約交渉の顛末を演説し、其全文を朗讀し、此協約は偏へに極東の平和を鞏固にし、及び清韓に於ける帝國の利

權を擁護するを目的とする旨を言明したり。兩院は拍手以て歓迎の意を表す。

○三十二年度決算 政府は明治三十二年度總決算及び同特別會計決算を當期議會に提出したり。總決算の歳入出額、並に其豫算額との對照増減左の如し。

	決 算 額	豫 算 額	比 較
經常部	一七七、三二八、五二八	一七九、五六〇、八〇〇	(減)二、二三二、二七二
臨時部	七六、九二五、九九六	七三、〇三八、六一四	(増)三、八八七、三八二
合 計	二五四、二五四、五二四	二五二、五九九、四一四	(増)一、六五五、一一〇
經常部	一三七、五九〇、四一七	一四四、七八四、〇三八	(減)七、一九三、六二一
臨時部	一一六、五七五、一一九	一〇七、三一四、〇〇七	(増)九、二六一、一一二
合 計	二五四、一六五、五三七	二五二、〇九八、〇四六	(増)二、〇六七、四九一

兩院は右決算を檢査確定したり。

○豫備金其他の支出、清國事件費 明治三十三年度豫備金支出、

豫備金外に於て豫算超過及び豫算外支出等の件に關し、當期議會の事後承諾を求めたるもの五件あり。兩院は總て之に承諾を與ふ。豫備金外支出中、北清事件費豫算外支出の件あり。其金額は二千八百六十四萬六千四百三十五圓にして、主として軍艦水雷艇補充基金を流用したるものなり。

○外交内治上の質問 憲政本黨は内治外交に關する質問書を提出し、大石正己其趣旨を演説す。質問事項は凡十一條に及び、滿洲に於ける露國の放恣を看過する事・清韓兩國に對する經營を怠る事・北清事件賠償金の割増要求・公債賣出の失敗・移民方針・地方財政の危機・稅政簇出・軍人掠奪等の事に關す。政府は四十餘日を距て、之か答辯書を送致す。其答辯は極めて茫漠たりと雖も、單り地方政務に

關しては聊か綿密なる答辯を爲し、前日地方官に與へたる訓令と同一の趣旨を以て十分に財政を監督し、紀綱を維持するに勉むる決心なる旨を答へたり。

○軍人掠奪事件 北清事件終局の後、其守備の任に當りたる我軍隊中、不正の掠奪を行ひたるの嫌疑を蒙る者あり。風聞極めて高く、頗る世の視聽を惹く。政府は百方之を掩蔽し、特に其議會問題たらんことを恐れ、乃ち不正軍人を處罰するを辭として姑らく沈黙を守らんことを各派に求む。待つこと旬日、政府毫も不正軍人處罰の事なきを以て、三四俱樂部所屬竹内正志は其質問趣旨を演説したり。政府は目下取調中なりと爲し、他に何の言ふ所なし。別に北清事件の戦利品目・其價格・收入月日・消費高及び將來の用途等に關して質問する者ありたりと雖も、政府は之が答辯を避けたり。

○東北大學設立の件 衆議院は前年東北大學設立を政府に建議し、政府之を肯諾したるに拘らず、今年度に於て其經費を要求せず。衆議院以て不信と爲し、他の類似豫算を否決せんと擬し、又之が督責の建議を爲す。然かも政府遂に其豫算案を提出せず。

○兩院の小衝突 衆議院議員根本正、貴族院令改正に關する質問を發し、勅任議員終身制度を非難し、現在勅任議員の氏名を指摘して痛罵を試む。貴族院大に怒り、以て貴族院を侮蔑したるものと爲し『衆議院が斯の如き演説を寛容したるは不法なるものと認む』と決議せり。衆議院議長は此決議に酬ゆるに『兩院は各々其權域を恪守して相對すべく、他院の言動を監督するの權義なし』の言を以てし、之を議場に宣言して各員の同意を得たり。

○足尾鑛毒問題 足尾銅山の流毒益々蔓り、附近一帶の田土を荒

廢すると共に、餘毒延て公衆衛生を害ひ、夭折病痾頻々相踵き、窮民の愁訴益々急なり。政府は前年衆議院の建議に基き、調査會を設けて除害救濟の方法を講じ、議員は各種の質問を提し、又立法上より之を解決せんと試みたりと雖も、一も其効果を生ぜざるのみならず、却て益々流毒の甚しきを加ふるを見る。

○各種建議案 衆議院は三十二件の建議案を可決し(提案四十件)之を政府に送致したり。其主なるものは、鐵道・治水・各地方事業補助・學校新設・復祿等の件是なり。

第十七回帝國議會

第一章 召集前記

●議員

○衆議院議員總選舉(第七回)新法實施 明治三十一年八月十日の時總選舉に當選したる衆議院議員の法定任期盡き、茲に三十五年八月十日を以て全議員の改選を行ふ。夫の改定選舉法明治三十三年法律第七十三號は今回の總選舉より之を實施し、政府は選舉を取締るに於て十分に意を用ひ、頗る公平の處置を執りたり。

○改選議員名錄 左に總選舉當選者氏名を録す。

(註)改定選舉法に依り選出すべき議員總數は三百七十六人にして、市部七十三人・郡部二

百九十六人・島嶼四人・北海道三人なり。外に北海道各支廳管内三人・沖繩縣二人の定員ありと雖も、未だ其地に選舉法を實施せず。○改定選舉法は議員補充の制を設け、選舉の日より一箇年以内に議員に闕員を生したるときは、同選舉区内得票の順位に依り之を補充し、一箇年以後に在りては更に補闕選舉を行ふ。故に本書議員の異動を録するに當り、前者は之を『誰某補充』と記し、後者は之を『誰某補闕當選』と記す。

△東京府(定員十) (東京市)大橋新太郎○鳩山和夫○仁杉英○角田

眞平○秋山定輔○大石熊吉○磯部四郎○栗塚省吾○中鉢美明○朝倉外茂鐵○田口卯吉○(郡部)村野常右衛門○關根柳介○比留間邦之助○堀田連太郎○漆昌巖

△京都府(定員八) (京都市)片山正中○奥野市次郎○丹羽圭介○(郡部)奥繁三郎○羽室嘉右衛門○田中祐四郎○上野彌一郎○山口俊

△大阪府(定員十) (大阪市)澤田佐助○龜岡徳太郎○吉田顯三○横田虎彦○小泉清左衛門○尾形兵太郎○(堺市)北村左吉○(郡部)植

場平○秋岡義一○本出保太郎○佐々木政久○東尾平太郎○中林友信

△神奈川縣(定員八) (横濱市)島田三郎○平沼專藏○(郡部)永島龜代司○安藤龜太郎○長谷川豊吉○内山敬三郎○添田智義○平野友輔

△兵庫縣(定員十) (神戸市)藤田松太郎○鹿島秀麿○(姫路市)砂川雄俊○(郡部)西村眞太郎○田健治郎○川口木七郎○平岡萬次郎○肥塚龍○伊藤俊介○野上嘉平○櫻井駿○改野耕三○團野紀平治○伊賀保太郎

△長崎縣(定員八) (長崎市)高見松太郎○(郡部)島津良知○中倉萬次郎○植木元太郎○西村規矩○古川黄一○宮崎榮治○(對馬)梅野初實

△新潟縣(定員十) (新潟市)鈴木長藏○(郡部)久須美秀三郎○坂口仁一郎○竹越與三郎○川上元治郎○大竹貫一○桑原重正○萩野左

門○齋藤和平太○相馬一郎○關矢儀八郎○高橋慶治郎○丹後直平
 ○(佐渡)中山小四郎
 △埼玉縣(定九人) (郡部)宮崎鏞三郎○笠間靖○小澤愛次郎○加藤
 政之助○塚田啓太郎○高田早苗○宮内翁助○糟谷義三○岡村新三
 郎
 △群馬縣(定八人) (前橋市)下村善右衛門○(高崎市)大河内輝剛○
 (郡部)久米民之助○須藤嘉吉○中島祐八○木暮武太夫○日向輝武
 ○細野次郎
 △千葉縣(定十人) (郡部)東條良平○鈴木久次郎○板倉中○櫻井靜
 ○鈴木儀左衛門○伊藤德太郎○安田勳○千葉禎太郎○安川寛三郎
 ○大久保忠均
 △茨城縣(定十人) (水戸市)桑原政○(郡部)宮古啓三郎○木村格之
 輔○吉田源八○濱名信平○根本正○大津淳一郎○初見八郎○關信
 之介○平井萬太郎

△栃木縣(定七人) (宇都宮市)矢島中○(郡部)横堀三子○持田若佐
 ○木村半兵衛○横尾輝吉○青木孝○田村順之助
 △奈良縣(定五人) (奈良市)木本源吉○(郡部)北畠具雄○森田德兵
 衛○松本強二○久保伊一郎
 △三重縣(定九人) (津市)長井氏克○(四日市市)三輪猶作○(郡部)
 木村誓太郎○大石正巳○栗原亮一○平田力之助○八尾信夫○尾崎
 行雄○海野謙次郎
 △愛知縣(定員十人) (名古屋市)服部小十郎○志水直○(郡部)横井甚
 四郎○早川龍介○志賀重昂○加藤六藏○鈴置倉次郎○太田善四郎
 ○川島松次郎○林小參○福岡精一○清水松三郎○大導寺忠七
 △静岡縣(定十人) (静岡市)星野鐵太郎○(郡部)福島勝太郎○松浦
 五兵衛○伊藤市平○澤田寧○河井重藏○松下牧男○江間俊一○青
 地雄太郎○富永發叔
 △山梨縣(定五人) (甲府市)佐竹作太郎○(郡部)廣瀬久政○藥袋義

一〇望月小太郎〇長澤市藏
 △滋賀縣(定 八員) (大津市)谷澤龍藏〇(郡部)望月長夫〇井上敬之助〇澤田耕治郎〇布施孫一郎〇大東義徹
 △岐阜縣(定 八員) (岐阜市)渡邊甚吉〇(郡部)山田省三郎〇古井由之〇藤掛文平〇大野龜三郎〇棚橋一郎〇松原九郎〇各務平七
 △長野縣(定 十員) (長野市)水品平右衛門〇(郡部)小坂善之助〇宮下一清〇降旗元太郎〇久保田與四郎〇中村彌六〇牧野元〇石塚重平〇龍野周一郎〇兩角彦六
 △宮城縣(定 七員) (仙臺市)藤澤幾之輔〇(郡部)菅原傳〇澤來太郎
 ○南條文五郎〇首藤陸三〇鎌田三之助〇村松龜一郎
 △福島縣(定 九員) (若松市)渡邊鼎〇(郡部)日下義雄〇河野廣中〇白井貞藏〇柴四朗〇平島松尾〇佐瀬熊鐵〇室原重福〇八島成正
 △岩手縣(定 六員) (盛岡市)原敬〇(郡部)一ノ倉貫一〇高橋金治〇大隈英麿〇松本與右衛門〇鶺飼節郎

△青森縣(定 六員) (弘前市)菊池九郎〇(青森市)德差藤兵衛〇(郡部)寺井純司〇工藤行幹〇田中藤次郎〇加藤宇兵衛
 △山形縣(定 八員) (山形市)重野謙次郎〇(米澤市)大瀧龍藏〇(郡部)駒林廣運〇齋藤良輔〇戸狩權之助〇國井庫〇山下千代雄〇小野寺順太
 △秋田縣(定 七員) (秋田市)畑隆太郎〇(郡部)武石敬治〇齋藤宇一郎〇成田直衛〇山田猪太郎〇沼田宇源太〇目黒貞治(當選無効、石井信補充)
 △福井縣(定 五員) (福井市)牧野逸馬〇(郡部)杉田定一〇丹尾頼馬
 ○伊藤淳〇福島宜三
 △石川縣(定 六員) (金澤市)山森隆〇(郡部)松田吉三郎〇田中喜太郎〇中谷宇平〇庭田次平〇室木彌八郎
 △富山縣(定 七員) (富山市)關野善次郎〇(高岡市)鳥山敬二郎〇(郡部)大橋十右衛門〇上野安太郎〇田村惟昌〇金岡又左衛門〇大

矢四郎兵衛

△鳥取縣(定員八人) (鳥取市)平井致道○(郡部)西谷金藏○田江泰造

○長谷川芳之助

△島根縣(定員七人) (松江市)岡崎運兵衛○(郡部)右田古文○江角千

代次郎○園山勇○恒松隆慶○西山關一郎○(隱岐)高梨東太

△岡山縣(定員九人) (岡山市)石黒涵一郎○(郡部)西村丹治郎○守屋

此助○犬養毅○井手毛三○坂本義夫○竹内正志○津田鍛雄○野間

五造

△廣島縣(定員十人) (廣島市)早速整爾○(尾道市)花井卓藏○(郡部)

井上角五郎○和田彦次郎○內藤守三○小田亮○麥田幸三郎○田邊

香藏○森田卓爾○山科禮藏○富島暢夫○松井將壯

△山口縣(定員八人) (下關市)松尾寅三○(郡部)大岡育造○西村禮作

○裕俊聰○小河源一○上田實○林仙輔○山根正次

△和歌山縣(定員六人) (和歌山市)坂本彌一郎○(郡部)山本隆太郎○

神前修三○山口熊野○千田軍之助○望月右内

△德島縣(定員六人) (德島市)岩本晴之○(郡部)坂東勘五郎○橋本久

太郎○須見千次郎○川真田德三郎○新開貢

△香川縣(定員七人) (高松市)中野武營○(丸龜市)遠山正和○(郡部)

宮井茂九郎○大場長平○井上甚太郎○高橋松齋○松家德二

△愛媛縣(定員八人) (松山市)森肇○(郡部)伊達武四郎○井上要○合

田福太郎○重岡薰五郎○大久保雅彦○武内作平○渡邊修

△高知縣(定員六人) (高知市)片岡健吉○(郡部)林有造○島田糺○田

中遜○加藤高明○楠目玄

△福岡縣(定員十人) (福岡市)平岡浩太郎○(久留米市)松村雄之進○

(門司市)毛里保太郎○(小倉市)青柳四郎○(郡部)野田卯太郎○由

布惟義○征矢野半彌○多田作兵衛○中野德次郎○大原義剛○田中

秀次郎○佐々木正藏○堤猷久○藤金作

△大分縣(定員六人) (郡部)箕浦勝人○木下謙二郎○上原鹿造○元田

肇○水之江文二郎○宮村三多

△佐賀縣(定六人) (佐賀市)江藤新作○(郡部)武富時敏○神崎東藏

○松田正久○川原茂輔○關清英

△熊本縣(定九人) (熊本市)岡崎唯雄○(郡部)出田信記○佐々友房

○安達謙藏○山田珠一○池松豐記○大淵龍太郎○高田露○江藤茂

△宮崎縣(定四人) (郡部)坂本英俊○高山眞平○石川清○中原清

△鹿兒島縣(定九人) (鹿兒島市)岩元信兵衛○(郡部)柚木慶二○武

滿義雄○長谷場純孝○池田惟貞○平田二郎○鮫島相政○和泉邦彦

○(大島)岡本直熊

△北海道(三人) (札幌)森源三○(函館)平出喜三郎○(小樽)高橋直

治

○貴族院議員異動 前議會閉會より當議會閉會に至るまで貴族院

議員の異動左の如し。

△丁年上任 侯爵池田仲博○恒久王

△受爵上任 公爵徳川慶喜○侯爵西郷寅太郎

△補闕當選 子爵有馬頼之○子爵堀川護麿○木村利右衛門○宮本
甚兵衛○子爵裏松良光

△辭職 石井虎之助○松木彦右衛門○子爵小笠原壽長○赤澤伊太
郎

△死亡 子爵丹羽長保○子爵松平忠恕○小原重哉○侯爵西郷從道

○長與專齋○中村博愛○子爵内藤政共○子爵長谷信篤

●政 務

○行政整理、官制改正 政府は前議會に對する公約に基き、新た

に政務調査局を設け、委員を擧げて行政及び財政を整理せしむ。各
省皆な其所管事業の緊肅と經費節減とを擇はす。調査累月、異論百

出、兩政政理の實を擧ぐるに於て頗る艱む。既にして豫算調製の期漸く迫り、而して歳入の不足依然たり。政府は乃ち既定事業の繰延・官有物拂下・各省事務整理の三件に依りて約一千萬圓を剩し、以て明治三十六年度財計を支へんと擬す。本件は第十七議會の重要問題にして、官民の衝突は實に行政整理の當不當より來る。(繰延節減等の計數は後章豫算の部に記す)別に政府は前議會の協賛を得たる明治三十五年度豫算實施に伴ひ、官制を改正し、官吏定員七千八百餘人を減じ、經費約二百八十萬圓を減じたり。

○海軍擴張と増租繼續　政府は第三期海軍擴張を企て、其財源に供せんが爲に特別地租増徴の年限を撤せんとし、議會召集以前、豫め之を兩院議員中に披示したり。本件亦前項行政整理に關聯して第十七議會の重要問題なりとす。

●政黨

○伊藤博文の歳計緊肅論　政友會の總裁伊藤博文は、熟ら近時財政の紊亂及び經濟界不振の實情を視、其弊の原因を日清戰後經營の失錯に歸し、之を矯救するの道、唯々極端なる消極主義を把りて大に歳計を緊肅するに在りと爲す。曰く行政整理、曰く事業繰延、曰く軍備緊肅、曰く正貨保留、曰く民力休養、是れ實に伊藤胸中の成案なり。此成案を實政に施さんと欲せば、先づ十年因襲の財政計畫を根本より變更せざるべからず。伊藤は諸元老の同意を得て此意圖を貫徹せんことを欲し、先づ之を山縣有朋・松方正義等に圖る。二人頗る之を難んず。伊藤乃ち去て直接に忠告を内閣員に試む。閣員亦巧辭之を謝絶す。此に於てか伊藤は更に別様の手段を取るに至れり。

○政友・憲政兩黨の聯合、伊藤・大隈の會見　此時に方り憲政本黨は政府の財政計畫に反對するの黨議を定め、政友會多數の意見亦之に接近す。策士乃ち乘じて兩黨の聯合を策し、先づ其總裁伊藤博文・大隈重信の二人を媒合す。十二月三日、二人共に某所に會見し、置酒款語、二十年來の舊交を溫め、相結んで政局の沈鬱を破らんことを約す。此に至りて兩黨提携の默契成り、政機俄然として一轉す。

○政友會の決議　總裁伊藤の決心確定すると共に、政友會亦政府に對する方針を明かにしたり。其第十七議會に臨むべき大會の決議に曰く『政府の實行したりと稱する行政及び財政整理は不十分と認む』政府の財政計畫は國家經濟と相伴はざるを以て、既定事業を緊肅し、新事業は財政整理を待て之に着手するを要す『海軍擴張は之を是認すと雖も、他の政費を節減して其財源に充て、且つ正貨流出

の激變を來さざる程度に於てするを要す『地租増徴は既定年限後に繼續するの必要なし』政費膨脹の虞ある議案は提出又は賛成せず』と。大會席上、伊藤は一場の長演説を試みて會員を指導す。其演説は上記決議の旨を敷衍し、財計緊肅の刻下の要務たる所以を覆説するに在り。當時伊藤の決心極めて鞏く、而して會員は皆な總裁の指導に遵ひ、必ず政府の財政計畫を覆へさんとして猛進す。

○憲政本黨の宣言　憲政本黨は地租増徴の繼續を絶對に否認す。海軍擴張は必しも之を不可とせずと雖も、其財源を地租に取るに反對し、理財其宜を得、行政其道を誤ることなくんば、國防上必要の經費を地租以外に求むること敢て難からすと爲す。同黨は第十七議會に臨むべき大會に於て明かに此旨を宣言し、且つ政府の企てたる兩政整理の不十分なるを指摘し、機關を整備し事業を緊肅するの要

務たるを論じ、傍ら外交刷振の議に及ぶ。此日總理大隈一場の演説を試み、時弊を痛論して數萬言を累ね、且つ前夜伊藤と會見したる顛末を語り、政機是より變轉して政界活氣を呈し來るべきを論じたり。

○帝國黨の意向　帝國黨は海軍擴張に賛成す。但々其財源を地租に取るの可否を明言せず。而して政府の兩政整理に對しては不満足の意を漏らし、他の黨派と等しく經費節減・民力休養の要務なるを言ふ。

○同志俱樂部組織　三四俱樂部は今回の總選舉に於て著しく其黨員を失ふ。總選舉執行の後、同俱樂部は新鴻進步黨と相結んで同志俱樂部を組織す。俱樂部員は其從來の素論に従ひ、増租繼續に反對すると共に、又海軍擴張を否認し、一に財計緊肅を標榜して議會に

立つ。

○壬寅會組織　既成政黨に毫末の關係を有せざる中立議員相集りて壬寅會なるものを組織す。各員の意見區々一ならずと雖も、概ね政府反對の地歩を占む。

○議員黨派別　第十七議會に臨むべき衆議院議員黨派別大要左の如し。

政友會百九十一人○憲政本黨九十三人○壬寅會二十八人○帝國黨十七人○同志俱樂部十三人○中立其他三十四人

第二章 會期

○召集　第十七回帝國議會は明治三十五年十二月六日を以て東京に召集せらる。

○衆議院正副議長 召集當日、衆議院は正副議長候補者を選挙し、左記三名を挙げたり。

議長候補者 片岡健吉○鳩山和夫○林有造

副議長候補者 元田肇○高田早苗○杉田定一

翌七日、片岡健吉議長に、元田肇副議長に各々勅任せらる。

○成立、開院式、勅語 貴族院は召集當日成立し、衆議院は八日成立し、翌九日、車駕親臨して開院式を行ひ、勅語を賜ひ、兩院之に奉答す。勅語中『朕は國務大臣に命し時局の狀勢に鑑み國防の充實と國運の振張に必要なる經書を定めしめ之に基きたる明治三十六年度豫算は各般の法律案と共に議會の議に付せしむ』の言あり。

○全院委員長、常任委員、増員(衆議院) 次で兩院は全院委員長及び常任委員を選挙す。公爵徳川家達貴族院全院委員長に、栗原亮一衆

議院全院委員長に各々當選す。

(註)衆議院は規則第四十二條を改め、豫算・決算・懲罰・請願の各常任委員數を増加し、今期議會より之を實行す。而して各委員は政友憲政兩黨の議員數に按分して之を選出するの例を開く。

○停會連施 十二月十六日より二十日まで五日間、帝國議會停會を命ぜられ、同二十一日より二十七日まで七日間、再び停會を命ぜらる。

○解散 十二月二十八日、衆議院解散・貴族院停會を命ぜらる。

第三章 豫算案附海軍擴張と増組問題

●行政整理、財政計畫

○行政整理の報告(總理大臣の演説) 政府は開院劈頭豫算案及び之に關聯

する各種法律案を衆議院に提出し、内閣總理大臣桂太郎先づ起て行政整理の成果を報告し、且つ財政計畫を説明す。大意左の如し。

政府は宇内の形勢に鑑み。帝國當然の利權を保持する爲に、海軍力を充實するを必要と認め、其計畫を定めて當期議會に提出したり○海軍力充實の計畫を實行するに際し、現時他に良財源を有せざるを以て、之を地租に仰ぐは最も確實にして且つ適當なるを認め、政府は斷じて地租増徴を繼續するの方針を取りたり○政府の實行したる兩政整理の結果は、之を當期議會に提出したる法律案及び豫算案の上に現はしたり。政府の兩政を整理するや、財政の基礎を鞏固にする爲め、事業の緩急を計りて其實行の計畫を確實にし、又臺灣特別會計に屬するもの、外、公債募集を避け、從來國庫内の繰替勘定たりしものは、公債賣却の収入を以て之を整理したり○今日の國情、徒らに消極の方針を取るを許さず。故に政府は諸機關を整理して其行動の敏活を圖り、又諸事業を査閲して國運の伸張に適應せしめんことを努めたり。云々

○財政計畫説明(大藏大臣) 次て大藏大臣曾禰荒助は明治三十六年

度豫算に關して説明する所あり。大意左の如し。

明治三十六年度豫算は前年度と等しく努めて經費を節減し、民間經濟に餘地を與へ、以て財政經濟兩ながら健全なる發達を期するの方針を以て之を編成したり○明治二十九年以來戦後經營として諸般の事業を施設し、爲に物價賃銀に多大の影響を及ぼし、金融界に著しき變動を與へたりと雖も、今や戦後經營も粗々完成を告ぐるに至りたるを以て、此際事業費の支出を適度に制限するの必要を認め、乃ち明年度豫算に於て鐵道建設費・兵器製造費等の既定額に巨額の繰延を行ひ、以て事業費の平準を保つに努めたり○政務調査の結果、經費の節減又は繰延を爲したる金額約一千萬圓にして、此金額を以て國運の進歩に伴ひ急要欄くべからざるの事業を遂行せんことを期す○官設鐵道改良費及び鐵道建設費の明治三十六年度以降の既定豫算額約三千萬圓に追加するに約一億圓を以てし、今後十個年間に毎年約一千三百萬圓を支出し、以て鐵道の經營を完ふせんとす。(但し本件鐵道經費追加増額は其全部を三十六年度豫算に編入したるにあらず)○今後十一年間を期し、艦艇の増加及び之に伴ふ陸上の設備を完成するの計畫を立て、其經費約一億圓の財源を地租に求めんとす○電話交換第二次擴張を企て、總額千四百八十餘萬圓を支出して今後十個年間に之を完成せんとす○北海道鐵道及び同道築港の經費に多少の變更を施し、全國治水の事業を完成し、清韓兩國に於ける我が商工業の振張を圖り、其他學校を新設し、實業を奨励し、以て國力の充實・國富の開発に資せんとす。

●豫算案附増租繼續案

○三十六年度總豫算 明治三十六年度總豫算案に計上する歳入出額、并に前年度豫算との比較左の如し。

	三十六年度	三十五年度	比
經常部	二三二、五八〇、二二四	二二六、一一四、六一三	(増)六、四六五、六一一
歳入	二〇、七二三、三一三	五六、三一八、三五一	(減)三五、五九五、〇三八
臨時部	二五三、三〇三、五三七	二八二、四三二、九六四	(減)二九、一二九、四二七
合計	一八二、四六四、五八五	一七九、〇九六、九四八	(増)三、三六七、六三七
經常部	五八、〇八四、三五四	九二、七〇〇、五一七	(減)三四、六一六、一六三
臨時部	二四〇、五四八、九三九	二七一、七九七、四六四	(減)三一、二四八、五二五
合計			

(註)三十六年度總豫算歳入有餘一千二百七十五萬四千五百九十八圓也○政府は一たび三十六年度總豫算を提出したる後、更に之に訂正を加へ、海軍擴張費の三十六年度年割額二百六十八萬七千六百八十二圓を歳出臨時部に追加す。前表には此訂正追加額を除き、

從て兩年度比較に此費額を含まず○又鐵道建設費追加額は追加豫算に屬するを以て之を控除す。

○歳入種別 明治三十六年度總豫算歳入中、公債募集額は七百十萬圓にして、償金繰入額は三百五十七萬四千七百十七圓なり。森林資金繰入・官有物拂下代・雜收入、共に其額を増す。其他は從來固有の普通歳入にして、是れ亦著しく増加を示し、租税の收入一億五千八百四十八萬八千六百四十四圓に達し、官業及び官有財産の收入五千三百十萬八千九百十六圓に達す。

○公債事業費整理 政府は前年度に定めたる募債中止の政策を維持し、臺灣經營を除くの外、各種の事業、總て普通歳入を以て之を支辨せんとす。此より先き三十五年九月中、政府は預金部所有の公債五千萬圓を倫敦市場に賣却し、四千九百萬圓を收入し、以て三十

四年度前一時國庫の繰替勘定に屬せしめたる公債支辨事業費を整理したり。

○行政整理、政費減額、舊事業繰延、新事業企畫　政府か兩政整理の結果剰し得たりと稱する金額は一千七十七萬圓にして、既定事業の繰延其多額を占め、官有物拂下之に次ぎ、各省事務整理減額は五十四萬七千二百五十五圓に止る。(行政整理の結果として經費百九十萬千八百三十五圓を減し、百三十五萬四千五百八十圓を増)事業繰延は主として鐵道建設及び改良費に加へ、其額六百二十三萬餘圓に達し、陸海軍事費亦僅少の繰延を行ふ。爾く政府は一方に於ては舊事業を繰延ると共に他方に於ては新事業を企畫し、之か經費を要求す。其新事業は概ね數年後に繼續するものにして、今年度以降に支出すへき新舊繼續費總額三億五百七十二萬千四百八十六圓に達し、其三十六年度年割額三千百八十五萬二千七百二十六圓に

達す。(追加豫算に計上するものを含む)

○第三期海軍擴張計畫

新事業中の最も重大なるものは第三期海軍擴張是なり。政府は列國の均勢上、及び自國商工業の保護促進上、我が海軍力を充實するの必要を認め、乃ち第三期海軍擴張として戦艦・巡洋艦・水雷艇八隻約八萬噸を新造するの計畫を立て、其經費總額を九千九百八十六萬三百五圓と豫算し、之を明治三十六年度以降十一個年の繼續事業と爲し、初年度に於て二百六十八萬七千六百八十二圓を支出せんとし、之を總豫算に訂正追加して要求す。其財源は特別増徴の地租に取り、初年度に於ては姑らく艦艇補充基金の利子を繰替へて之を支辨せんとす。但し政府は此繼續費の總額及び繼續年度を定めたるに過ぎずして、其年割額を表示せず。

○海軍擴張財源、増租案

先年第十三回議會の協賛したる地租増

徵法律の有効期は明治三十六年度を以て満了す。政府は第三期海軍擴張の財源を搜索し、特別増徴の地租を以て之に充てんと企て、乃ち該法律の有効期限を撤し、自今市街宅地は地價千分の五十・其他の土地は千分の三十三を以て地租一個年の定率と爲さんとし、總豫算と同時に之が法律案を提出したり。

○鐵道經費増額　政府は行政整理の結果として鐵道建設及び改良費中六百二十三萬圓を繰延べたりと雖も、更に鐵道改良費既定額の外に千四百四十八萬八千七百四十圓、鐵道建設費既定額の外に四百四十一萬五千七百二十五圓を増さんとし、前者は之を總豫算に編し、後者は之を追加豫算に編し、之を當期議會に提出す。兩費目の三十六年度以降支出既定額は三千十一萬千四百四十圓にして、今次の追加増額を併算せば、總計八千六百一萬五千六百五圓に達す。爾く

費額を増加すると共に、繼續年限を延長し、又豫算款項の科目を改め、且つ繼續年尾を定めたるも毎年度の年割額を示さず。別に政府は第二期線を繰上げ及び第一期線の附屬工事を速成せんが爲に約四千四百萬圓を支出し、總計約一億三千万圓を以て鐵道を經營せんとし、其意見を表示したりと雖も、未だ之を豫算に編するに至らず。

○臺灣總督府豫算　明治三十六年度臺灣總督府特別會計豫算は歳入歳出共に二千四百四十三萬七千二百七十七圓にして、前年度に比し百五十八萬二千二百六十三圓の増加を示す。而して國庫の補給額は九百五十九萬七千五百九十七圓にして、内七百十萬圓は公債募集金を以てする補充にかゝる。

●官民の對抗

○民黨の意向 前章既に叙説したるが如く、衆議院各派は皆な政府の行ひたる兩政の整理を以て未だ十分ならずと認め、其財政計畫に反對し、各派相携へて政府と抗爭する所あらんとす。議員中、豫算案返戻の議を唱ふる者あり。政府不信任の上奏又は決議説を爲す者あり。或は一舉財政各案を否決して政府の責任を問ふべしと論ずる者あり。爾く抗爭の方策區々ならずと雖も、政府の財政計畫に不満なるは各員共通の意見なり。結局先づ兩政整理に關して政府の意見を叩き、徐ろに政府攻撃の計を畫せんとす。

○行政整理問題 衆議院の豫算委員會は(委員長に原敬當選)先づ其總會を開き、各員交々兩政整理に關する質問を發し、且つ國務大臣の出席を求めて其明答を促かす。首相桂及び政府委員等之に答へて曰く「政府は兩政を整理するに於て必しも經費節減のみを目的とせず。減す

べきは之を減し、増すべきは之を増し、努めて機關の整備と經濟の發達とを期したり。今後尙ほ之が整理を怠らざるべしと雖も、經費の節減すべきものあるを見ず」と。是より質問論難盛に起り、交々兩政整理の不備を鳴らし、政費節減・民力休養の急を説き、國富民力の程度を忘れて無謀なる新事業を起すの失計たるを論じ、且つ國防問題と増租問題とを聯結したるを狡策なりと爲し、之を攻撃するに最も力を致せり。

○豫算案審査 豫算委員會は兩政整理に關する質問を終結し、次で豫算審査の方針を議し、急施を要せざる新要求は都て削除すること、及び既定費目の過大に失するものは之を削除又は節減する事の二項を議決し、各分科會は此方針を以て審査の事に従ふ。既にして民黨の政府攻撃の計全く熟し、地租増徴繼續案を取りて直接抗爭の題

目に供したり。

●衆議院の増租案會議

○委員會の否決 増租繼續案は開院劈頭十二月十三日衆議院の日程に上り、同院は直ちに之を二十七名の特別委員に付す。委員會に於ける質議討論必しも多からず。會議僅に一回にして三に對する二十三を以て立るに之を否決したり。其理由に曰く『政府が兩政整理の公約を無視し、地租を増徴して海軍を擴張せんとするは、政治上の徳義に悖り、國家の威信を破る』曰く『現時農民の負擔は過重なり。政府が法律の公約に背きて増租期限を撤し、依然苛税を農民に課せんとするは殘酷なり』曰く『海軍擴張の財源は之を兩政整理の結果に求むべし、斷じて地租増徴に依るを許さず』と。

○増租案會議、停會 増租案委員會が同案を否決したるは十二月十六日に在り。即日俄かに議場を開き、委員長大岡育造委員會の結果を報告し、直ちに之を議題に供す。首相桂先づ起て原案を維持し、次て憲政本黨及び政友會所屬議員之を反駁し、二三國務大臣及び政府黨議員等原案を辯護す。共に前來の主張を覆説するに過ぎず。既にして討論將に盡きんとするの際、忽ち五日間自十六日至二十日帝國議會停會の詔勅を拜す。

○政府の誘拐策、民黨の警戒 政府は當初轉た衆議院を輕視し、之をして財政諸案に協賛せしむること必しも難きにあらずと爲す。不幸にして事豫期と反し、各派皆な反對の態度を明かにするを見るに及んで、乃ち各般の策術を施し、以て議員を誘拐せんことを努む。民黨議員にして其誘拐に應じたる者亦之れなきにあらず。幹部大に

此に苦辛し、乃ち一切の計略を秘密に付し、巧みに議員を操縦して機敏に政府に抵抗し、遂に停會の命に接す。停會期間、政府の議員を誘拐すること益々急なり。民黨幹部は益々警戒を嚴にすると共に、一方議員を激勵し、院外の志士論客亦相和して之を監視す。爲に政府の誘拐策も甚だ効あるなく、各派の歩調極めて整然たり。

○貴族院有志の調停、民黨の謝絶 此時に當りて男爵兒玉源太郎

臺灣總督 起て政府と議院との間に調停を試みんとし、政友會總裁伊藤の

拒絶する所と爲る。次て公爵近衛篤磨貴族院議長 侯爵黒田長成同副議長、

貴族院六派の同意を得て是れ亦調停を試みんとし、會見を政友憲政

兩黨の代表者に求む。兩黨は妥協は非立憲の動作なりと爲し、一た

ひ會見を辭し、次て扨けて代表者(片岡健吉・尾崎行雄)を出して之と會

見せしむ。代表者は妥協の餘地なしとして交渉を謝絶し、爲に近衛

等は調停成案を提示するに至らず。而して兩黨議員總會は其代表者の交渉拒絶を以て最も機宜に適したるものと認めたり。

○増租案撤回勸告 近衛の懐にする所の調停成案は、著しく政費

を節減し、事業を繰延べ、其剩し得たる經費を以て海軍擴張の財源

に充つへしと云ふに在りて、略々民黨の政見に類す。調停の事行は

れざるや、近衛は一書を桂に寄せて増租繼續案撤回を勸告す。桂之

に應せず。時局益々艱む。

○再停會、議員誘拐 政府は尙ほ奇勝を陋策に求め、盛に議員を

誘拐す。停會期中、其効を收むる能はざるや、再ひ七日間の停會自

廿七日を奏請し、其期間を利用して各般計圖を續行す。兩黨幹部は益

々其監督を嚴にし、政府をして我黨内を攪亂するを得さらしめ、特

に政友會の如きは政府の誘拐に應したる議員若干名を除籍して黨内

の廓清を圖りたり。

○政府の讓歩、交渉不調

民黨の決心極めて鞏固にして、正奇の

策術一も施すに所なく、政府全然窮地に陥る。政府は尙ほ一縷の望

を妥協に屬し、兒玉源太郎を介して妥協を伊藤博文に求む。伊藤之

を諾し、自ら紹介の勞を取る。十二月二十五日、兩黨代表者(松田正久・原

敬・大養毅・大石正巳)は閣員(桂・山本・曾禰)と會見す。政府は自ら妥協案を提出せずし

て却て之を對手に求め、兩院代表者は先づ政府の提案を促かす。政

府は遂に妥協案を提出せり。曰く『地租の内、市街宅地以外の土地

は地價千分の三十を定率とし、原案三厘減の爲に生ずる缺額は事業

繰延及び政費節減を以て之を填補す』と。兩黨代表者は兩政整理の

不十分なるを論據とし、縦令地租三厘を減するも、尙ほ増租案に賛

成する能はさるの意を披陳し、遂に兩黨議員總會の正式の決議を以

て妥協案を否認し、茲に兩者の交渉は全然不調に歸す。

○増租案續會、政府の言明(總理大臣の演説) 兩度の停會十有二日、其間

調停若くは誘拐運動に空しく日を消し、而して官民對抗の姿勢依然

として停會前と異らず。十二月二十八日、再ひ衆議院を開き、増租

繼續案の議事を續く。總理大臣桂太郎起て一場の長演説を試み。開院

劈頭に於ける總理大藏兩大臣演説の趣意を敷衍詳述す。其演説は先

づつ兩政整理の主義・方法・成績・運用等を述べ、國力の發達と民力の培

養に鋭意する旨を告げ、一々將來に施設すべき事業の種目を掲げて

之を證し、一轉して財政問題に入り、歳入歳出の均衡・財政經濟の調

和・募債政策の中止・既定事業の繰延・事業費毎年度支出額の平準保

持等を反覆説明し、終りに海軍擴張と増租繼續との關係問題に入り、

既定の歳入は其用途夙に定まるを以て海軍擴張の財源は地租増徴の

繼續に仰くの外に途なしと云ひ、左の如く結論したり。

夫れ國防の充實と民力の發展とは相待て離るべからざるの關係を有す二者若し其一を缺くときは世界の進運に後れ宇内の大勢に背馳するの結果を免るゝこと能はざるなり維新中興三十有餘年進取の國是既に一定する所あり局に當る者時に其人を異にすと雖も其執る所の政策は一に皆此に出でざるなし況んや明治二十七八年事件の結果は帝國の國威を海外に宣揚し内外の施設皆時局の進勢に應ずるの要あるに於てをや國家將來の政策は斷じて退嬰を許さざるなり夫れ海軍擴張は新たに年々千百餘萬圓を要す縱ひ幾分他の費用を省きて之に充つるを得べしとするも新に之が財源を求めずして如何ぞ能く此の巨額を支辨することを得んや既定の經畫を中止し國家必要の政務を弛廢して以て海軍擴張の資源に充てむとするが如きは是れ直ちに開國進取の國是に反するものなり諸君今や學國一致國家の進運を扶植するの急なるに方り政府は議院と意見の衝突に因り國務の進行を妨ぐるの不可なるを慮り交讓妥協は憲政の本義に副ふ所以なるを思ひ初志を抑損し忍び難きの節約を忍て以て和衷協同の實を擧げむことを勗めたるも諸君の多數は固く其の主張を執て毫も交讓に意なきものゝ如く終に妥協の餘地を存せざるに至りたるは政府の深く遺憾とする所なり抑も海軍擴張は既に諸君の多數が其の必要を認められたる所なるに非ずや然るに之が財源に關し一定の成案を提示するなく國務を料理するに必要な財源上

の計畫に對し慎重なる考慮を盡さずして直に地租増徴を否認せんとするが如きは政府の斷じて同意を表すること能はざる所なり本大臣は諸君が深く政府所信の在る所を諒せられんことを望む

○討論終結 次て停會前に回りにて議事を續く。彼我の主張既に前に盡く。此を以て即時に討論を終結し、將に本案を表決せんとするの運に及ぶ。

第四章 解散

○衆議院解散 當時衆議院の形勢、大多數を以て増租案を否決せんとすること太た明かなり。此を以て同院が將に同案を表決せんとするの刹那、政府は急に衆議院解散の詔勅を傳達したり。政府は正式に解散の理由を表示せず。前掲衆議院に於ける總理大臣の演説は即ち代て之を説明するものなり。

○豫算不成立 衆議院は増租案を以て政府と對抗するに忙はしく、復た他を顧みるに暇あらず。夫の論争の根本たる豫算案の如き、審査未だ央ならずして議院解散せられ、三十六年度豫算遂に不成立に歸す。

○成果 當期議會の會期實數は僅に二十日にして、其間停會相踵き、議會亦自ら休會したるを以て、會議を開きたる日數は極めて少く、爲に各種議案の議會の決定を経たるもの幾んどあるなく、其成立したるものは、唯々開院式勅語に對する奉答、及び常任委員増員に關する衆議院規則の改正あるのみ。

第十八回帝國議會

第一章 召集前記

●議員

○衆議院議員總選舉(第八)選舉事情 政府は前議會解散即日(三十五年十二月二十八日)直ちに衆議院議員臨時總選舉の詔勅を奏請發布し、其執行期日を明治三十六年三月一日と定む。此時に當りて政友會及び憲政本黨の結合は極めて鞏固にして、共に前議會に相一致したる態度を今後に繼續し、努めて前議員を再選して新議會に臨まんことを期す。政府は地方官を召集して衆議院解散の理由を説明し、陰に選舉干渉を懲慫し、地方官亦此命を奉じたるを以て、國民は其選舉權を行ふに於て大に不便を感じ、頗る天下の物議を惹起したり。

○改選議員名錄附議員異動 改選議員及び爾後の異動左の如し。

△東京府(定員十六人) (東京市)岩谷松平○秋山定輔○田口卯吉○江原

素六○三輪信次郎○鳩山和夫○丸山名政○角田眞平○磯部四郎○
栗塚省吾○高梨哲四郎○(郡部)村野常右衛門○漆昌巖○關根柳介

○堀田連太郎○淺香克孝

△京都府(定員八人) (京都市)能川登○雨森菊太郎○奥野市次郎○

(郡部)神鞭知常○奥繁三郎○田中數之助○田中祐四郎○上野彌一
郎

△大阪府(定員十三人) (大阪市)龜岡德太郎○澤田佐助○小泉清左衛門

○横田虎彦○尾形兵太郎○吉田顯三○(堺市)北村左吉○(郡部)森
秀次○東尾平太郎○秋岡義一○川井爲己○植場平○中林友信

△神奈川縣(定員八人) (横濱市)島田三郎○加藤高明○(郡部)栗原宣

太郎○伊達時○永島龜代司○添田知義○井上八重吉○内山敬三郎
△兵庫縣(定員十四人) (神戸市)鹿島秀麿○草鹿甲子太郎○(姫路市)町

田猛郎○(郡部)安藤新太郎○櫻井駿○大西善太郎○西村眞太郎○
森本莊三郎○川口木七郎○平岡萬次郎○内藤利八○奥野小四郎○
野上嘉平○改野耕三

△長崎縣(定員八人) (長崎市)橋本雄造○(郡部)臼井哲夫○宮崎榮治

○中倉萬次郎○古川黄一○帆足隼太郎○西村規矩(死去、島津良
知補充)○(對馬)梅野初實

△新潟縣(定員十四人) (新潟市)鈴木長藏○(郡部)久須美秀三郎○坂口

仁一郎○關矢儀八郎○大竹貫一○相馬一郎○丹後直平○齋藤和平
太○萩野左門○竹越與三郎○桑原重正○青柳信五郎○中川源造○
(佐渡)中山小四郎

△埼玉縣(定員九人) (郡部)宮内翁助○宮崎鏑三郎○高田早苗○加藤

政之助○糟谷義三○岡村新三郎○小澤愛次郎○堀越寛介○戸矢治
平

△群馬縣(定員八人) (前橋市)下村善右衛門○(高崎市)大河内輝剛○

(郡部)日向輝武○中島祐八○木暮武太夫○佐藤虎次郎○久米民之助○高橋庄之助

△千葉縣(定員十人) (郡部)濱野昇○東條良平○伊藤德太郎○鈴木久次郎○板倉中○安川寛三郎○安田勳○櫻井靜○大久保忠均○大澤庄之助

△茨城縣(定員十人) (水戸市)桑原政○(郡部)大久保不二○大津淳一郎○根本正○關信之介○宮古啓三郎○木村格之輔○濱名信平○吉田源八○仙波兵庫

△栃木縣(定員七人) (宇都宮市)矢島中○(郡部)横堀三子○稻澤徳一郎○田村順之助○持田若佐○木村半兵衛○榊原經武

△奈良縣(定員五人) (奈良市)木本源吉○(郡部)久保伊一郎○松本長平○北畠具雄○平井由太郎

△三重縣(定員九人) (津市)長井氏克○(四日市市)三輪猶作○(郡部)尾崎行雄○森茂生○栗原亮一○速水熊太郎○海野謙次郎○平田力

之助○森本確也

△愛知縣(定員十三人) (名古屋市)服部小十郎○鈴木總兵衛○(郡部)村松愛藏○太田善四郎○大池鎌次郎○横井甚四郎○志賀重昂○早川龍介○林小參○青樹英二○鈴置倉次郎○大導寺忠七○福岡精一

△静岡縣(定員十人) (静岡市)星野鐵太郎○(郡部)大野久次○森田勇次郎○福島勝太郎○鈴木藤三郎○湯山壽介○青地雄太郎○松島廉作○松浦五兵衛○澤田寧

△山梨縣(定員五人) (甲府市)佐竹作太郎○(郡部)廣瀬久政○望月小太郎○長澤市藏○菊島生宜

△滋賀縣(定員六人) (大津市)酒井岩造○(郡部)伊夫岐資弼○澤田耕治郎○望月長夫○淺見竹太郎○井上敬之助

△岐阜縣(定員八人) (岐阜市)岡井藤之丞○(郡部)大野龜三郎○古井由之○天野若圓○古屋善造○河村喜助○山田省三郎○松原九郎

△長野縣(定員十人) (長野市)矢島浦太郎○(郡部)小川平吉○横澤本

衛○久保田與四郎○小出入郎右衛門○兩角彦六○牧野元○木内信
 ○龍野周一郎○降旗元太郎
 △宮城縣(定 七人) (仙臺市)藤澤幾之輔○(郡部)遠藤庸治○鎌田三
 之助○南條文五郎○高野孟矩○村松龜一郎○菅原傳
 △福島縣(定 九人) (若松市)渡邊鼎(郡部)平島松尾○野木善三郎○
 堀江覺治○河野廣中○佐治幸平○室原重福○赤坂龜次郎○愛澤寧
 堅
 △岩手縣(定 六人) (盛岡市)原敬○(郡部)松本與右衛門○高橋金治
 ○一ノ倉貫一○鶉飼節郎○阿部德三郎
 △青森縣(定 六人) (弘前市)菊池九郎○(青森市)淡谷清藏○(郡部)
 寺井純司○田中藤次郎○加藤宇兵衛○工藤行幹
 △山形縣(定 八人) (山形市)雄倉茂次郎○(米澤市)瀨下秀夫○(郡
 部)佐藤里治○駒林廣運○戸狩權之助○齋藤良輔○山下千代雄○
 國井庫

△秋田縣(定 七人) (秋田市)大久保鐵作○(郡部)沼田宇源太○齋藤
 宇一郎○三浦盛德○成田直衛○武石敬治○山田猪太郎
 △福井縣(定 五人) (福井市)牧野逸馬○(郡部)杉田定一○丹尾頼馬
 ○時岡又左衛門○伊藤淳(死去、福島宜三補充)
 △石川縣(定 六人) (金澤市)水登勇太郎○(郡部)藻寄鐵五郎○松田
 吉三郎○田中喜太郎○中谷宇平○淺野順平
 △富山縣(定 七人) (富山市)牧野平五郎○(高岡市)安藤謙介○(郡
 部)米澤紋三郎○大矢四郎兵衛○上野安太郎○安念治左衛門○田
 村惟昌
 △鳥取縣(定 四人) (鳥取市)奥田義人○(郡部)石谷傳四郎○西谷金
 藏○稻田藤次郎
 △島根縣(定 七人) (松江市)高橋慶太郎(處刑、岡崎運兵衛補充)
 ○(郡部)恒松隆慶○右田古文○江角千代次郎○石田孝吉○向坂弘
 ○原田尠城

△岡山縣(定九人) (岡山市)石黒涵一郎(郡部)西村丹治郎(郡部)犬養毅(郡部)安井丈夫(郡部)守屋此助(郡部)井手毛三(郡部)坂本義夫(郡部)當選無効、竹内正志(郡部)補充(郡部)○入江武一郎(郡部)福井三郎(郡部)

△廣島縣(定十二人) (廣島市)串本康三(郡部)(尾道市)高木龍藏(郡部)内藤守三(郡部)和田彦次郎(郡部)富島暢夫(郡部)井上角五郎(郡部)松井將壯(郡部)麥田宰三郎(郡部)森田卓爾(郡部)小田貫一(郡部)望月圭介(郡部)小田亮(郡部)

△山口縣(定八人) (下關市)三井忠藏(郡部)大岡育造(郡部)小河源一(郡部)○山根正次(郡部)世良德壽(郡部)岡田治衛武(郡部)豊永長吉(郡部)上田實(郡部)

△和歌山縣(定六人) (和歌山市)森懋(郡部)望月右内(郡部)吉村英徵(郡部)○神前修三(郡部)山口熊野(郡部)山本隆太郎(郡部)

△德島縣(定六人) (德島市)岩本晴之(郡部)坂東勘五郎(郡部)須見千次郎(郡部)大久保辨太郎(郡部)川真田德三郎(郡部)橋本久太郎(郡部)

△香川縣(定七人) (高松市)田中定吉(郡部)丸龜市(郡部)遠山正和(郡部)影山甚右衛門(郡部)宮井茂九郎(郡部)堀家虎造(郡部)井上甚太郎(郡部)松家徳二(郡部)

△愛媛縣(定八人) (松山市)山本盛信(郡部)渡邊修(郡部)井上要(郡部)重岡薰五郎(郡部)合田福太郎(郡部)武内作平(郡部)伊達武四郎(郡部)武市庫太(郡部)

△高知縣(定六人) (高知市)岡崎賢次(郡部)大石正巳(郡部)片岡健吉(郡部)(死去、山本幸彦補充)(郡部)竹内綱(郡部)島田紉(郡部)林有造(郡部)

△福岡縣(定十四人) (福岡市)平岡浩太郎(郡部)(久留米市)内藤新吾(郡部)(門司市)菊池武徳(郡部)(小倉市)青柳四郎(郡部)征矢野半彌(郡部)多田作兵衛(郡部)堤猷久(郡部)由布惟義(郡部)野田卯太郎(郡部)武内美代吉(郡部)藤金作(郡部)伊藤傳右衛門(郡部)佐々木正藏(郡部)木下學而(郡部)

△大分縣(定六人) (郡部)木下謙二郎(郡部)箕浦勝人(郡部)元田肇(郡部)宮村三多(郡部)中川久知(郡部)水之江文二郎(郡部)

△佐賀縣(定六人) (佐賀市)江藤新作(郡部)神崎東藏(郡部)武富時敏(郡部)○川原茂輔(郡部)松田正久(郡部)兼松熙(郡部)

△熊本縣(定九人) (熊本市)岡崎唯雄(郡部)高田露(郡部)池松豊記(郡部)松村時次(郡部)佐々友房(郡部)安達謙藏(郡部)益田陽一(郡部)中西新作(郡部)小山雄太(郡部)

郎

△宮崎縣(定員) (郡部)城重雄○坂本英俊○川越進○高山眞平

△鹿兒島縣(定員) (鹿兒島市)岩元信兵衛○(郡部)柚木慶二○和

泉邦彦○上村精之助○池田惟貞○長谷場純孝○平田二郎○武滿義

雄○(大島)峯山時善

△北海道(三人) (札幌)對馬嘉三郎○(函館)内山吉太○(小樽)高野

源之助

○貴族院議員異動 前期議會貴族院停會後、當期議會閉會に至る

まで、貴族院議員の異動左の如し。

△補闕當選 日高榮三郎○子爵松平直徳○子爵松平直敬○井上清

治

△辭職 高廣治平

△死亡 中村元雄○彰仁親王○田中綱常

●政務

○財政計畫變更 政府は政友會總裁伊藤博文と私議し、前議會の

解散問題たる増租繼續案を放棄し、海軍擴張費の財源を地租以外に

求むるの案を立てたり。(本件財政計畫變更に關する政府政友會妥協の始末は、第十七議會解散後より第十八議會々期中に亘り、首尾相關するを以て、便宜之を新議會正記中に併叙す。)

○官制改正 三月三十日、二十餘號の勅令を發し、各省の官制を改正し、次て陸軍省官制を改正す。改正官制は課局を廢合新設し、其管轄を變轉し、官吏の定員を増減す。

●政黨

○解散後の政黨 前衆議院解散の事あるや、民黨各派は皆な以て

明白なる國論に反する無謀の舉措と爲し、爲に益と政府反對の氣勢を長す。夫の政友・憲政二大黨の如き、今後依然提携を持續し、以て再ハ新議會に政府の財政々策に反抗せんことを約束し、特に政友會總裁伊藤博文は、前議會開會前に於ける演説を覆説して政府の計畫を非難し、以て會員を鼓舞激勵するに力めたり。

○政友會内の革新論、組織改正の希望、内訌　總選舉既に了り、新議會召集期亦近づくに及んで、政友會に一大内訌を生したり。事は組織變更・黨弊刷新に關す。抑も同會は總裁專制の規矩を定め、會員は黨議に與かる能はず、之に與かるも其説を貫く能はず、一に總裁の命に聞て以て進退す。會員中一部の人士は多年此情態に憤慨し、不平の念勃々として遣るへからず。四月十三日、遂に同志十餘名の連署を以て一檄文を發し、盛に總裁專制の組織を非議し、此組織よ

り流出したる弊竇の實情を指摘し、之を匡正するの方策として下の二項を擧げたり。曰く『幹部役員は總て公選の制を取るべし』曰く『緊要の問題は總て衆議を以て之を決すべし』と。革新派は檄文を飛ばして同志を募り、且つ本部に建議して組織改正を促がしたり。事倉卒に起り、本部の苦慮尠からず。乃ち全力を注ぎて之を鎮撫慰籍するに力むると共に、一部の黨員を除名して黨内に徇す。然れども此等の處分は未だ以て革新派の意思を動かすに足らず、却て益々其勢焰を助長するに至る。本部は枉げて黨則を改正し、總務委員を廢し、協議員を置き、協議員中より常務委員を擧げ、之をして重要な會務を處理せしむること、定めたり。此等役員は總て總裁の指名に委し、所謂公選の制を取るなし。革新派は此改正に満足せず、益々進んで組織變更の素志を貫かんとするの際、會々財敗に關して政府

と妥協問題の起るあり。革新派は乃ち姑らく黨則改正運動を中止し、主ら妥協問題の防止に全力を注ぎたり。

○政友會と妥協問題、政府問責論、對議會方針　政府は増租繼續案放棄の條件を以て伊藤と妥協を了するの翌日(四月二日)貴族院六派の代表者を召集して交渉顛末を語り、妥協條件を發表したり。(正記)政友會中の革新派は先づ妥協反對の議を唱へ、政府縦令増租案を放棄するも、必ず前議會解散の責を問はざるべからずと主張し、政敵と妥協して責任を曖昧に付せんとするが如きは、畢竟總裁專制の致す所なりと論し、會内頗る不穩に赴く。既にして議會召集期の迫るに及んで、議員總會を開き、伊藤は政府と交渉したる顛末を報告し、官民再度の衝突を避けんが爲に妥協の交渉を試みたりと云ひ、立法的眞正の妥協は議會開會の後、政府と議會との協議を以て其成否を

決すべしと云ふ。次で對議會方針を議し、幹部と議員との間に激論を闘はし、結局前議會同様の方針を以て新議會に立つの一條を可決し、解散の責任及び妥協の可否に關しては何の決する所なくして已む。革新派は痛く幹部の處置を憤り、内訌益々長し、脱會者頻々相踵く。而して伊藤乃ち曰く「我會歩調の整然たるは本邦政黨の較々進歩したるを證す」と。

○憲政本黨　憲政本黨は政府と政友會と交渉の際、全然門外に立ち妥協成立の後に及んで僅に其内報に接したるに過ぎず。此時に當りて同黨内に幾多の異分子あり、互に相反目し、爲に時局問題に關して具體的に黨議を定むること能はず。極めて漠然たる決議を爲して以て新議會に臨みたり。

○同志俱樂部　同志俱樂部は總選舉と共に益々其部員の數を減し、

新瀉進歩黨の獨力を以て僅に之を維持す。此俱樂部は依然として歲計緊肅論を持し、財源を何れに取るを問はずして海軍擴張論に反對せり。

○帝國黨 帝國黨は政府の保持せる内外政策を以て最も機宜に適するものなりと爲し、口を極めて之を謳歌し、同時に聯合民黨を詆訾し、政府が財源計畫を更めて海軍擴張を遂行せんとするの勇氣を稱揚せり。

○中正俱樂部組織 市部選出の議員・實業派の議員・政利に渴するの議員等、相會して一團を組織し、名つけて中正俱樂部と云ふ。中正俱樂部の起りたるは政府・政友會の妥協成立以前に在り。部員の意、蓋し他の中立團體を打て一丸と爲し、以て政府を窮地より救はんとするに在り。然かも日ならずして政友會は公然政府黨の地歩を占め、

爲に中正俱樂部は遂に政府に用なきに至れり。

○政友俱樂部組織 政友會より除名せられたる議員、其他同好の議員、相集りて政友俱樂部を組織す。此俱樂部に一定の規約あるにあらずと雖も、部員の意、概ね政府の黨與たらんことを期す。

○議員黨派別 第十八議會に臨むべき衆議院議員の黨派別概要左の如し。

政友會百七十人○憲政本黨九十一人○帝國黨十八人○同志俱樂部九人○中正俱樂部三十人○政友俱樂部二十五人○中立其他三十三人

(註)政友會は總選舉に於て百九十三人の議員を得たりと雖も、黨則改正及び妥協問題に關して議員を除名し、又議員自ら脱會し、會期中に及んで脱會者頗々相踵ぎ、爲に著しく其數を減ず。而して此等脱會者及び被除名者の去就行動甚だ明かならず。故に本表掲ぐる所の政友會及び其分離派の員數は其精確を保するの限にあらず。

●東洋時局

○露國の破約、對清要求 先年露國は清國と共に滿洲還付條約を締結し、撤兵第一期三十五年十月八日に際して僅に一部の兵を撤したりと雖も、爾來毫も宿昔の禍心を擲たす。却て益々兵員を増派し、軍備を充實し、空しく撤兵第二期三十六年四月八日を閑了し、更に撤兵の條件として七個條の要求を清廷に提したり。其要求條項は先年一たび放棄したる密約案とし略々同一にして、即ち東三省に於ける清國の自主權を制限し、各種の特權を自國に收めんことを期するに在り。

○帝國の舉措、露國の退讓 露國の對清要求の事あるや、帝國政府は前年來把持したる主張に基き、先づ清國に警告するに密約締結の不利なるを以てし、次て露國に對して質問を試みたり。英米列國亦帝國に倣ひ、交々密約の成立を妨く。清國遂に列國の警告を容れ、斷然露國の要求を拒絶したり。露國は尙ほ清國に迫ると雖も、列國

の反抗益々急にして、到底容易に其目的を達する能はざるを見るに及んで、一時其要求を撤回し、而して列國に對して今後必ず撤兵條約を履行する旨を聲明し、且つ滿洲に於ける利益を獨占するの意思を有せざる事を附言したり。爾かく露國は一時對清要求を撤回したりと雖も、是れ唯々皮相を裝ふに過ぎずして、爾後着々豫定の計畫を遂行して憚るなし。

第二章 會 期

○召集、會期日數 第十八回帝國議會は明治三十六年五月八日を以て東京に召集せられ、其會期を二十一日間と定む。

○衆議院正副議長 召集當日、衆議院は正副議長候補者を選擧し、左記三名を擧げたり。

議長候補者

片岡健吉○江原素六○河野廣中

副議長候補者

杉田定一○高田早苗○長谷場純孝

翌九日、片岡健吉議長に、杉田定一副議長に、各々勅任せらる。

○成立、開院式、勅語 貴族院は召集當日成立し、衆議院は十一日成立し、翌十二日車駕親臨して開院式を行ひ、勅語を賜ふ。其勅語は前議會に賜ふものと粗く同じ。兩院の之に奉答すること亦例の如し。

○全院委員長、常任委員 次て兩院は全院委員長及び常任委員を

選舉す。公爵徳川家達貴族院全院委員長に、長谷場純孝衆議院全院委員長に當選す。

○停會 五月二十一日より同二十三日に至るまで三日間、帝國議會停會を命せらる。

○會期延長 六月二日より同月四日まで二日間、帝國議會々期延長を命せらる。

○閉院式 六月五日、帝國議會閉院式を行ふ。

第三章 海軍擴張と其財源附増租案及募債案

●解散問題再議

○解散議案提出 前期衆議院は政府が海軍擴張費の財源に供せんとして提出したる地租増徴繼續案を否決するの色を形はして乃ち解散せらる。茲に政府は海軍擴張案と共に増租繼續案を當期新議會に提出して再び其協賛を求めたり。

○海軍擴張案 第三期海軍擴張計畫は一切前議會に對する提案を襲ふ。即ち軍艦製造及び之に伴ふ陸上設備費を九千九百八十六萬三

百五圓とし、外に維持費千五十七萬三千餘圓、補充費四百八十一萬七千餘圓を豫算し、之を十一個年の繼續事業とし、特別地租増徴を繼續して其財源に充てんとす。而して其明治三十六年度年割額は二百六十八萬七千六百八十二圓にして、當年度に在りては艦艇補充基金を繰替へて之を支辨せんとし、其歳出を追加豫算第一號に掲げ、其歳入を同第二號に掲ぐ。

○**増租繼續案** 地租増率は市街宅地に在りては地價千分の五十とし、其他の土地は千分の三十に止めんとす。即ち前議會に於て政友會代表者に示したる妥協案の率を襲はんとするものなり。

○**政府の説明、各種の質問** 政府は開院劈頭財政諸案を衆議院に提出し、總理大臣桂太郎之が説明の任に當り、國防充實の一日も忽諸に付すべからざるを論したりと雖も、海軍擴張の財源に供せんと

する増租の件に關しては一も言ふ所あらず。此に於て議員交々起て各種の質問を發し、増租三厘減の理由、其缺額填補策如何等を問ひ、又撤回を豫期して増租案を提出したるの匪違を詰る。政府は一切口を噤みて答へず、議員をして其意の在る所を知るに苦しましむ。

○**増租案委員會否決** 衆議院は前議會の主張を確守し、一舉増租案を否決せんことを期す。其特別委員會に於て質問續出す。概ね租率の低下及び政府の本心を問ふにあらざるはなし。大藏大臣曾禰荒助之に答へて「増租三厘減の缺額は事業繰延及び行政整理に由りて之を填補すべし」と云ひ、又議會の決議如何に依り、必しも本案を固執せざるの微意を漏らす。次で委員會は一二討論の末、四に對する三十を以て本案を否決したり。

●政府・政友會の妥協

○政府の屈讓、伊藤の許諾　政府は曩に増租繼續案を以て衆議院を解散したりと雖も、熟ら當時政界の形勢に徴し、其案の到底新議會に容れられざるを知る。多方熟慮、再解散又は總辭職以外の方法を以て局面を疏通せんことを期し、山縣有朋を介して妥協を伊藤博文に請ふ。伊藤之を諾し、總選舉前後兩者屢々相會見す。政府は辭を東洋の多事に籍り、官民内に相闘ぐを不可なりと爲し、乃ち枉げて増租繼續案を放擲し、行政整理・事業繰延・公債募集金・前年度剩餘金等を以て海軍擴張の計畫を遂行せんとするの成案を提す。伊藤は以て我意を得たりと爲し、直ちに之を容認し、次て其交渉顛末を政友會總務委員會に報告し、口を極めて妥協の得策たるを説く。該妥

協成案は行政整理以下各科目の金額を掲げ、外に増租繼續案を形式上一たび新議會に提出して直ちに之を撤回する事、及び前議會解散に關する政府の責任を問はざる事の二項を掲ぐ。然るに伊藤が政府との交渉顛末を報告するや、唯々増租案放棄の一點を示して其他を言はず。總務委員等頗る伊藤の處置に快ならずと雖も、枉げて之に遵ひ、妥協條件の細目の如きは追て政府と交渉して之を定めんことを期し、此旨を伊藤に答へ、伊藤之を政府に報ず。時に四月二十七日にして、即ち新議會開會を距ること十餘日以前に在り。

○政府と政友會の交渉、妥協案　政府の増租案を新議會に提出するや、其意唯々形式を装はんとするに過ぎずして、敢て之が通過を希ふにあらず。此を以て同案の衆議院委員會の爲に否決せらるゝや、伊藤との前約に基き、即日五月廿日政友會代表者(松田・尾崎・原)と會見して妥協談

判を開始す。(開員の出席者は桂、山本、曾禰)政府は増租案撤回の意思を表明し、別に財源を左記數項に求め、以て海軍擴張の計畫を遂行せんとす。

一千万圓行政財政整理○五千万圓電話鐵道繰延○五千万圓公債募集金○以上十個年積算、總額一億一千五百萬圓

(註)海軍擴張費要求額は九千九百餘萬圓にして、外に維持費及び補充費一千五百餘萬圓を要し、通計一億一千五百萬圓を數ふ。(次章參照)。

右妥協成案たる、前日桂と伊藤との間に確約したる所にして、復た變更の餘地を存せざるものなり。政友會代表者之を知らず、以て十分に交渉の餘地ありと爲し、乃ち妥協成案に異議を挟み、其條件の變更を閣員に促かす。閣員は詳かに伊藤と交渉したる内情を語り、伊藤が該條件容認の確約を與へたる言質を示し、以て政友會の無言贊成を求む。政友會代表者は初めて之を耳にし、私かに總裁の爲に售られたるを恨むと雖も、今に於て之を争ふの益なきを悟り、乃ち

托げて妥協案贊成の意を表し、去て之を其會の議員總會に付す。但し代表者の一人尾崎行雄は妥協を不可として即日政友會を脱し去れり。

○停會 五月二十一日、同日より三日間議會停會の詔勅下る。以て政府と政友會との妥協時間に資せんとするに在り。

○政友會の妥協可認、經過顛末、會内紛擾 妥協案を政友會議員總會の議に付するに及んで、異論紛々として起る。總裁及び常務委員等は口を極めて妥協の已むべからざるを説き、訓諭強制具さに到ると雖も、衆容易に之に服せず、口論に交ゆるに暴行を以てし、會場頗る活氣を帶ぶ。會議幾回、遂に大體に於て妥協を賛し、但、再び政府と交渉して公債募集額を減少せしむべしとの議を定めたり。總裁等は尙ほ再交渉説に満たす、會員をして必ず此説を放棄せしめ

んことを期し、乃ち各種の集會を催し、伊藤は妥協案絶対的賛成を強ひ、常務委員等側らより之を賛く。衆員の意氣漸く挫け、歩々服従の色を現はす。議會解停當日、最後の議員總會を開き、僅少なる異論者を除くの外、殆ど全會一致を以て政府の妥協案に賛成することを議決したり。此より先き妥協問題の紛議中、一派の議員は絶対的に妥協を否認すると共に、前議會解散の責を問ふの要務なるを認め、案を具して之を常務委員に提出したりと雖も、遂に何等の決定を見るに至らずして已む。既にして妥協成立の後、非妥協派の議員は相踵て政友會を脱し、其地方支部に動搖を來すに至れり。

●海軍擴張新財源、議會の決定

○増租案撤回、募債案提出、財源各種　　政府は政友會と私議せる

妥協案に基き増租案撤回を衆議院に通牒し、更に兩政整理・事業繰延・公債募集金等を以て海軍擴張の計畫を遂行せんとし、而して其新財源の一たる公債を募集せんが爲に、之が法律案を提出す。其法律案は鐵道敷設法中の公債募集額九千五百萬圓を改めて一億二百萬圓と爲し、事業公債條例中の公債募集額一億五千萬圓を改めて一億八千萬圓と爲さんとするに在り。此兩法案の募債額通計三千七百萬圓にして、妥協案の募債額に比して一千八百萬圓の不足を見ると雖も、政府は既定の未募集公債及び普通歳入を以て其不足を補はんとす。又行政整理を以てする経費減額は年額一百万圓と豫定すると雖も、政府は此定額以上に経費を節減せんことを議會に公言したり。此財政計畫の變更に關し、非政府黨議員は交々政府の無定見・沒責任を追窮し、既往の事例に徴して政府の行政整理に信を置くべからざ

るを論し、又公債政策復舊の不可を争ひたりと雖も、政府努めて之が論鋒を避く。

○海軍擴張案可決

政府は増租案と共に海軍擴張豫算案を撤回し、前述妥協案に基きて之を訂正提出す。議員中、海軍擴張計畫及び其財源に關して異論を唱ふる者ありたりと雖も、衆毫も之に耳を傾けず、兩院は容易に前記新財源を以てする海軍擴張案に協賛したり。

○募債案可決

公債募集に關する兩法律案の衆議院委員會は、政友會所屬議員多數を占め、爲に原案を可決したり。但し豫算委員會に於て製鐵所創立費四百萬圓を削減したる結果、同額の事業公債募集を減少したりと雖も、敢て海軍擴張費の財源を動かしたるにあらず。別に憲政本黨所屬の委員は委員會の決定に反對し、兩案否決の少數意見を報告す。衆議院本會議に於て異論盛に起る。政府が一たび自

ら放擲したる募債政策を復舊するの反覆を非難するの聲最も高く、且つ經濟界の現状より觀察して募債の失計たるを論じ、又海軍擴張の財源を公債以外に求むるの難事にあらざるを説き、以て兩案に反對を唱ふ。討論終結の後、議事手續に關して議場著大の紛擾を生じ、結局多數を以て兩法律案を可決したり。貴族院に於ても募債政策の復舊を非難するの議論甚だ盛なり。然かも大多數を以て兩案を可決す。

○募債政策非難の建議

貴族院は募債法律案に協賛したる同日、募債政策を非難するの建議案を可決したり。其案は政府が曩きに募債政策を放擲したるを稱揚し、今又之を復舊したるを非難し、且つ曰く『政府は尙ほ銳意行政財政の整理を行ひ、又事業に在ては其緩急を精査し、苟くも繰延の餘地あるものは之を繰延へ、又は他に適

當の財源を選擇し、萬已むを得ざるの場合を除くの外、斷じて公債の募集を避け、既定の財政方針の持續せられんことを切望す」と。募債政策の復舊は貴族院全員悉く之を非議す。但、自ら募債法律案に協賛して却て募債非難の建議を爲すの不可を論ずる者あり。結局本案を可決して直ちに政府に送致したり。

●閣臣彈劾の議

○上奏案。政府が増租案撤回を衆議院に通牒し來るや、憲政本黨は以て非立憲・無責任の太甚しきものと爲し、他の同志議員の同意を得て左の上奏案を提出し、以て政府を彈劾せんと試みたり。

衆議院議長片岡健吉誠惶誠恐謹て奏す伏して惟れば輔弼責任の大義明ならざること今日より甚しきはあらず而して其事體の最も重大顯著なるもの衆議院解散に係る顛末とす現内閣は第十七議會に於て海軍擴張の財源として地租條例中改正法律案を提出し固執率

持是より以外他に財源なしと主張し之が爲め聖裁を煩はし奉りて衆議院の解散を行ひ今や再び同案を提出するに及びては醜て容易に之を撤回し恬然顧みる所なく更に他の財源に由らんとす其計畫の浮汎にして根柢なく其主張の放漫にして責任なきこと此の如し蓋し地租増徴は舉國公論の否認する所民心の歸向昭々として掩ふ可からず閣臣等始めより其の到底通過の望なきを知ると雖徒に同案再議の形式を裝ひ以て體面を紛飾せんと欲す是れ實に上聖明を欺罔し下國民を蔑如する甚しき者臣等竊かに恐る此の如き舉措因襲例を成し延ひて以て後來に及ばし輔弼責任の大義殆んど湮滅せんとす今や内外多事臣等一心協力以て報効を圖るも猶ほ及ばざらんことを憂ふ然るに特に閣臣の責任に關し聖聽を煩はし奉るは臣等惶懼の至りに堪へずと雖も事體重大にして關係する所亦容易ならず臣民の分默止するに忍びず茲に大綱を具し伏て聖鑑を仰ぐ臣片岡健吉誠惶誠恐謹て奏す

○發案の趣旨(犬養毅の演說) 上奏案は五月二十七日の議に上り、發案者犬養毅は國務各大臣の面前に發案の趣旨を演説す。先づ増租案撤回を以て大臣輔弼の大義を誤るものなりと喝破し、増租案の運命に省みて前議會解散を奏請し、再び勅旨を奉して之を新議會に提出し、尋て一政黨と私議して之か撤回を奏請したるか如きは、是れ上 聖

明を欺罔し、下國民を蔑如し、大權を玩弄し、憲政を戕賊し、以て單へに自己の地位の安寧を保つものなりと爲し、極力其心事の陋劣なるを攻撃し、一轉募債政策の有害なるを論じて政府が再ひ此有害の政策に回りたるの無定見を非難し、更に政府前年の言行を引て將來の兩政整理に信を置くへからざるを論證し、頭尾政府の處置を攻撃して上奏彈劾の趣旨を明かにしたり。

○上奏案會議、政府の辯疏　次て討論に入る。政府黨を以てするも増租案撤回の處置を辯護せず。但「妥協は憲政の妙趣なり」と云ひ「漫に政治問題を以て聖慮を煩はし奉るへからず」と云ひ、且つ「既に海軍擴張の政案を是認したる以上、其財源の選擇を争ふは無用なり」と言ふ。最後に首相桂太郎は自ら辯護して曰く「政府が國家須要の施設を遂行せんか爲に、適當の範圍に於て議會の多數と妥

協を遂げ、以て當初の計畫を變更したるは、是れ憲法の繩規に愜ひ政府の責任を盡したるものなり」と。
○否決　討論終結し、無記名投票を以て上奏案を採決し、遂に百二十三に對する二百二十八を以て之を否決したり。

第四章 豫算案

○三十六年度追加豫算　明治三十六年度豫算は不成立に歸し、政府は前年度豫算を施行し、茲に當期議會に對して總豫算追加案三號を提出して協賛を求めたり。各號の歲入出額を通算すれば、歲入七百五十五萬十二圓、(經常部三十四萬九千六百九十七圓、臨時部七百二十萬三千五百五圓)、歲出千六百四十八萬五千二百十五圓、(經常部三百三十七萬二千九百七十八圓、臨時部千三百一十一萬二千二百三十七圓)なり。外に特別會計追加豫算三件の提出を見る。

○追加豫算濫發問題、審査方針、繼續費年割額 前年帝國議會は追加豫算濫發の弊を防かんか爲に會計法に改正を加へ、必要避くべからざる經費及び法律又は契約に基く經費に不足を生じたる場合の外、追加豫算を提出する能はざることを規定す。(第十六議會 衆議院 記事参照) 衆議院の各派は政府か當期議會に各種の追加豫算を提出したることの果して會計法規定に背かざるや否やを疑ひ、豫算委員總會席上、亦同一の問題を生ず。結局法律の解釋は事實問題の上に之を決することとし、姑らく此問題を擲ち、直ちに豫算審査の方針を議し、急施を要せざる新要求は凡て之を否決することと定めたり。且つ政府は前議會以來、繼續費の年割區分を廢止し、唯々經費總額と繼續年限とを示したるに過ぎざりしと雖も、豫算委員會が此編成方法の變更を否認したるを以て、政府は改めて繼續費年割額を定めたり。

○第三期海軍擴張費 前章既に叙説したるを以て茲に之を略す。
 ○鐵道經費増額、同財源建議 政府は官設鐵道改良費及び第一期官設鐵道建設費の追加増額を要求せり。其追加増額・繼續年限の延長及び増額の理由は一も前議會提案の計畫を改むる所なし。(前卷 参照) 但し此經費は追加豫算第二號の乙號に之を掲げ、以て明治三十七年度以降の事業に充てんとするものにして、當年度財計と何等相關するなし。此を以て衆議院は豫算の性質及び會計法の規定に省み、將に之を否決せんと擬し、政府と政友會との間に紛議を生じたりと雖も、再び第二の妥協を遂げて紛議消散し、衆議院は大多數を以て之を可決したり。又政友會は鐵道益金を以て鐵道の建設及び改良費に充つるの良策たるを認め、政府をして此方法を採用せしむることを妥協の條件と爲し、此趣旨を以て一建議案を提出す。本案に對して

は異論尠からざりしと雖も、衆議院遂に之を可決したり。

○臺灣總督府追加豫算 臺灣總督府特別會計明治三十六年度追加

豫算の歳入は二百三十六萬圓(全額臨時部にして、庫の補充金にかゝる)其歳出は四百五十

六萬九十六圓(經常部四十四萬七千四百四十六圓、臨時部四十一萬二千六百五十四圓)なり。衆議院は右歳出中、

臺灣鐵道建設費追加(二百五十五萬圓)基隆築港費(六十萬圓)を削除し、其結果として

歳入全部を削除したり。

○爾餘各費目の削減修正 衆議院は海軍擴張及び鐵道經營の二大

事項を除くの外、新企の事業は一切之を否認するの方針を取り、爲

に各費目にして全部削除せられたるもの頗る多く、前項臺灣鐵道建

設費・基隆築港費の外、電話交換第二次擴張費・國定教科書編纂費・

警視廳建築費・國有林野經營費・度量衡費等其主なるものにして、費

額を削減したるもの亦少からず。但し製鐵所創立費追加要求は其繼

續總額を認めずと雖も、當年度の要求額中約其半額(九十五萬六千四百六十三圓)に

協賛し、又聖路易萬國博覽會費(總額八十萬圓・三箇年繼續)に協賛したり。

○貴族院の議了 貴族院は凡て衆議院の決定に同意協賛したり。

然れども政府の財政計畫を非難するの聲院内に滿つ。

○確定豫算 左に追加豫算の歳入出確定額を表示す。

三十六年度總豫算追加(三號通計) 歳入五、〇三七、三八〇圓 歳出一一、七二八、六〇六圓

(註)之を原案に比するに、歳入に於て二百五十一萬二千六百三十二圓(全額臨時部)を減

し、歳出に於て四百七十五萬六千六百九圓(經常部六萬七千三百二十八圓、臨時部四百六十八萬九千二百八十一圓)を減す。

第五章 決 算

○三十三年度決算 政府は前議會解散當日、明治三十三年度總決

算及び同特別會計決算を提出し、其案は當期以下兩院の議題に供せ

らる。該總決算の歳入出額、並に其豫算額との對照増減左の如し。

	決算額	豫算額	比較
歳入	經常部 一九二、一七〇、〇八一	一九三、七三〇、一八〇	(減)一、五六〇、〇九九
	臨時部 一〇三、六八四、七八六	六〇、八一九、六三八	(増)四二、八六五、一四八
合計	二九五、八五四、八六八	二五四、五四九、八一八	(増)四一、三〇五、〇五〇
歳出	經常部 一四九、一三四、一六六	一五五、三〇九、四一一	(減)六、一七五、二四五
	臨時部 一四三、六一五、八九二	一〇二、六二一、〇〇五	(増)四〇、九九四、八八七
合計	二九二、七五〇、〇五八	二五七、九三〇、四一七	(増)三四、八一九、六四一

○検査院の非難 會計検査院は三十三年度決算中、豫算又は法律命令に違背せるもの、歳入に於て六十三件(八萬六千二百七十八圓)歳出に於て二百十五件(五百七十七萬九千四百二十七圓)外に無償を以て國庫金を預入したるもの一件(九百七十六萬四千三百六十五圓)不當の評價格に依り土地を交換したるもの二件(四十二萬五千三百七十三圓)を指摘して一々非難を加へたり。

(註)前年會計検査院長子爵渡邊昇は一世の指彈を蒙りて其職を辭し、男爵山田信道・男爵内海忠勝等相繼て同院長に任じ、延て男爵田尻稻次郎に及ぶ。田尻の任に上るや、十分に其權能を揮て獨立府の實を擧げんことを期し、詳かに歳出入の述を検して毫も寛假せず。明治三十三年度以降の決算は實に新任院長の下に検査したる所なり。爲に爾後の決算は自ら政治上較々重要問題たるに至れり。

○衆議院の檢了、問責決議 衆議院の決算委員會亦詳かに決算を

審査し、經常部歳入決定額の豫算額に比して著しく減少したるは(其額百五十六萬九千八百八圓)主として歳入を過大に豫算するの弊に由るものと爲し、歳出豫算繰越額の徒らに計數上に多くして現金の之に伴はざるは(其額千六百六萬四千七百三十三圓)政府歳計上の措置頗る當を失するものと爲し、又豫算殘額甚だ多く(其額千三百九十萬二千二百七十七圓)特に臨時部に於て多數の殘額を生じたるは(其額九百二十三萬七千九百三十三圓)豫算の基礎確實ならざるに起因するものと爲し、而して歳入の賦課徵收上不法又は不當と認むべきもの九萬七千

三百三十五圓、歳出の使用上不法又は不當と認むべきもの五百九十八萬二千二百一十一圓なりと爲し、一々其事項を指摘し、此不法不當の事項に對し國務大臣は其責を負ふべきものとするの決議案を添へ、之を議會に報告す。衆議院は一に委員會の報告を可認し、以て國務大臣の責任を問ひたり。次て議員中、公金濫用官吏の懲戒又は訴追に關して質問を發したりと雖も、政府は之に答へて唯々處分決了又は目下詮議中と云ひたるのみ。

○貴族院の検査未了。 貴族院は會期切迫の爲め決算を検査せず。

第六章 雜 纂

○兩院通過法律案件銘。 當期議會の接受したる法律案の数は三十三件にして、其兩院を通過したるもの左の十四件とす。

鐵道敷設法第二條外二條中改正法律案○明治廿七年法律第十號中改正法律案○度量衡法中改正法律案○臺灣事業公債法中改正法律案○粗製樟腦、樟腦油專賣法案○鐵道敷設法第九條中改正法律案○事業公債條例中改正法律案(以上政府提出)○地租條例中改正法律案○耕地整理法中改正法律案○農工銀行法中改正法律案○災害地租延納に關する法律案(三件)○日本勸業銀行法中改正法律案(以上議員提出)

○市町村特別基金積立法案。 政府か増租案を撤回するや、増租賛成派の議員(帝國党外三團體)は市町村特別基金積立法案を提出す。即ち地價を標準として市町村税を課し、以て其特別基金と爲し、之を國庫に預入し、政府は此預金に對して證券を發行すべしと云ふに在りて、即ち増租を以て募債の用を辨せんとするものなり。衆議院は委員に付して之を審査せしむ。政友憲政兩黨は本案に反對し、提出者遂に

自ら之を撤回す。

○勅令不承諾、正式立法 衆議院は災害地々租延納に關する緊急

勅令に承諾を拒絶し、別に之に代るべき法律案を編成可決し、貴族院亦之に協賛したり。

○教科書事件問責決議 小學校教科圖書檢定に關する疑獄事件は當期議會の問題と爲る。

(註)明治三十五年中、小學校教科圖書檢定會を各府縣に開くに際し、教科書肆は盛に賄賂を行使して自家出版圖書の採用を請ひ、當該吏員之を容れて審査檢定す。司法部は之か檢舉に着手し、審問累月、知事・書記官・視學・教員等の有罪の判決を受くる者續々相踵き、頗る一世の視目を惹く。

憲政本黨は本件疑獄を以て當局者の怠慢に起因する教育上の一大瑕瑾なりと爲し、高田早苗の名を以て一決議案を提出す。其末文に曰く「右は現内閣失政中の重大なるものなり、故に現内閣は其責に任

ずべし」と。發案者其理由を説明し、文部大臣菊池大麓之を辯疏す。政友會亦本件疑獄の失態たるを認めたりと雖も、唯々以て當該大臣の責任問題と爲さんとし、竹越與三郎の名を以て修正動議を提出す。其動議は決議末文を改めて「當該大臣は以上の匪違に對し責任を負ふべきものと決議す」と爲さんとするに在りて、發案者其趣旨を説明す。衆議院は大多數を以て修正案を可決したり。

○取引所事件問責決議 取引所に關する命令變更事件亦當期議會の問題と爲る。

(註)政府は明治三十五年六月、一勅令を發して株式取引所の限月を短縮し、又米の格付を定め若くは轉賣買戻の取引方法を用ゆるときは、農商務大臣の認可を受くべきを規定す。營業者以て不便と爲し、物議囂々として起るや、政府は俄かに省令を發し、側面より前日勅令の規定を抹殺したり。

憲政本黨は政府が營業者の反抗に怖れて命令を左右したるは無責任

の甚しきものなりと爲し、且つ省令を以て勅令の權域を侵したるは違憲の處置なりと爲し、藤澤幾之輔の名を以て一決議案を提出す。決議案の末文・發案者の説明・農商務大臣平田東助の辯疏・政友會所屬竹越與三郎の修正動議、凡て前項教科書疑獄事件に關する決議案と同一の徑路を取り、而して衆議院は大多數を以て修正案を可決したり。

○問責決議後の當該大臣

右兩件決議の後、當該大臣は依然として其任に居り、又議院に出席して憚らず。兩院議員中之を咎むる者ありと雖も、政府議會共に深く之に介意せず。

○外交質問

憲政本黨所屬大石正巳は外交問題に關して數條の質問を發す。露國の清韓兩國に對する壓迫を救濟する方策・滿洲の現狀に對する外交の程度及び境遇・日英同盟の活用・對外商工業策の施

設等はなり。其他滿洲開放・撤兵問題等に關して幾多の質問出づ。政府は概ね外交機密を辭として答辯を避けたり。

○豫備金其他の支出、清國事件費

明治三十四年度豫備金及び清國事件第二豫備金等の支出に關して議會の承諾を要め來るもの三件。兩院は總て之に承諾を與へたり。清國事件の爲に同豫備金を支出したる額は千三百八十八萬七千九百二十圓(豫算額二千三百五十五萬圓)にして、事件平定後、多年の長きに亘りて該豫備金を豫算案中に置く。

○各種建議案

衆議院は建議案十件を可決したり。其中重要なるものは前記鐵道經營費の財源に關する件是なり。

○議員資格の異議

(衆議院)

臺灣法官罷免問題の餘燼

先年松方内閣

か臺灣總督府法院判官高野孟矩に與へたる非職及び免官の辭令の効力に關し、議院は幾たびか其違憲たるを争ひたり。茲に高野は今回の

總選舉に當選して衆議院議員と爲る。議員中高野は尙ほ判事の任に在る者なるが故に、從て衆議院議員の被選舉權を有せざる者と爲し、其議員資格に異議を唱ふ。衆議院は委員を舉げて之を審査せしめ、委員會は其當選を有効と認めたりと雖も、會期中本議に上るに至らずして已む。

○禁錮刑被宣告議員の出席 島根縣選出議員高橋慶太郎、某罪名

を以て司法部の檢舉する所と爲り、第一審に於て禁錮以上の刑の宣告を受く。今期議會の召集せらるゝや、彼れ亦召集に應じ、會期中其議席を占め、而して議會は一言の異議を挾ひなし。(選舉法第十一條第四號及び議院法第七十七條參照)

第十九回帝國議會

第一章 召集前記

●東洋時局

○露國の滿韓經略 露國は曩に滿洲撤兵條件として七個條の要求を清國に提し、列國の抗議と清國の拒絶とに由り已むを得ず一たび其要求を撤回し、列國に對して兵員撤退・滿洲開放を聲明したり。居ること一二月、再び前來の要求を提し、外交威武交々相用ひ、必ず其目的を貫かんことを努む。清國は再び列國の警告に聽き、國論の趨勢に省み、斷じて之を拒絶す。此に於て露國は更に大に其決心を堅ふし、先づ内閣を改造して武斷政策を定め、新たに極東大總督府

を設け、其太守に極東經略の全權を與へ、遂に三たび撤兵條件を清國に提し、詐言脅喝、以て其容納を迫る。(九月六日)其條件は前來の要求に比して聊か様を更めたりと雖も、滿洲獨占の主義に出づるや即ち一なり。清國は又列國の警告に聽きて露國の要求を拒絶し、且つ撤兵條約の履行を要求し、而して列國のために滿洲開放を約したり。
(十月八日)日清通商條約調印此紛紜の間、第三撤兵期(十月八日)空しく過く。露國は終に公然武力を揮ひ、咄嗟奉天府を占領し、(十月二日)將軍を拘禁し、北京奉天間の電信を斷ち、更に北韓方面を經營して我國を牽制し、益々兵員を充實し、軍防を設備し、着々滿韓奄有の計を作す。

○帝國の對外方針 帝國政府は姑らく露國前日の聲明を信じて爾後の行動を凝視す。露國管に滿洲の兵を撤せざるのみならず、却て各般要求を清韓兩國に提し、且つ着々軍事的設備を要地に施すを見

るに及んで、茲に之に應ずべき方策を按定す。政府は清韓兩國に警告して露國の要求を拒絶せしめ、及び港市を開放せしめ、又露國をして撤兵條約を履行せしめ、且つ軍事的設備と獨占的要求とを擲たしむるを以て方今の要務なりと認め、恭て 至尊の裁可を請ふ。六月二十三日、御前に元老會議を催し、遂に此方針を可決し、元老閣臣共に協力して時局に處するの議を定めたり。帝國政府が屢次清韓兩國に對して露國の要求拒絶の議を警告したるは即ち此方針を實行したるものなり。

○日露交渉、帝國の讓歩、露國の確執、時局遷延 既にして露國の放肆日一日に加はり、東洋の平和漸く危殆に迫るに及んで、帝國政府は露國と協商して滿韓問題を平和に解決せんことを期し、七月二十八日、訓電を駐露公使(栗野慎一)に發し、露國政府の意向を叩かしむ。

同國外務大臣之に同意す。我乃ち八月十二日を以て協商案を提出す。案は總計六條に成り、主として清韓兩國の獨立及び領土保全を尊重することを相約し、且つ露國は韓國に於ける日本の優勢なる利益を承認し、日本は滿洲に於ける鐵道經營に就き露國の特殊なる利益を承認し、其利益の保護、並に商工業的活動等、凡て之を均等主義の下に置き、外に露國をして韓國に於ける改革及び善政の爲め助言及び援助を與ふるは日本の專權に屬することを承認せしめんとす。帝國政府は我か提案を以て協商の基礎と爲し、且つ露都に於て協商を開始進行せんことを提言す。露國外務大臣は兩つなから之を拒み、東京を協商地と爲し、且つ日本の提案と露國の對案とを取りて協商の基礎と爲さんことを提言す。帝國政府は必しも深く之を争はずして終に之を諾す。帝國提案の後五句を経て、十月三日、始めて露國

の對案に接す。其案、協商の地理的範圍を韓國に限り、露國は韓國に於ける日本の優越なる利益を承認するも、其行動に種々の制限を付し、韓國領土の北方に若干の中立地を設け、而して日本をして滿洲は日本の利益範圍外なることを承認せしめんとす。我外務大臣と露國公使とは兩案を基礎として談判を東京に開始し、互に議論を闘はず。最も議論の存する所は協商の地理的範圍の問題是なり。露國は滿洲は露清兩國間專屬の問題なりと爲し、之を協商の内に包容するを拒む。帝國政府は之を不可とし、先づ露國の對案を修正し、滿洲を協商の款項中に加へ、但し其地に於ける露國の特殊利益を承認するに止めんとす。會見幾回、爭論多時、帝國政府は終に滿洲は日本の特殊利益の範圍外に在ることを承認し、但し清國との條約に依り獲得せる通商及び居住上の權利免除に對し妨碍を加へざる旨の保

證を露國に求めんとし、(日韓兩國間の關係に就ても相互的規定を設く)之を我か確定修正案と爲し、十二月三十日を以て之を露國に提示したり。露國は毫も交譲の精神を以て之を迎へず。寧ろ疾く樽俎の交渉を謝し、武力を以て滿洲奄有の宿志を貫かんことを期す。唯々其軍備未だ我國に抗するに足らざるを慮り、乃ち姑らく外交を以て時局を遷延し、其間銳意軍備を充實するに維れ忙はしく、爲に帝國政府數々對案の提出を促かすと雖も、辭を左右に托して輒く之に應せず。

○國論の趨勢、主戰論　國民は夙に露國の暴横を憤り、今に於て其鼻梁を挫き其禍心を斷つにあらずんば、帝國の前途眞に測るへからざるものありと爲し、乃ち拵けて政府の後援と爲り、連りに強硬の議を薦めて之を督勵す。政府は必ず國民の希望を曠ふせざるの意を暗示し、頗る強硬の態度を取り、以て露國と交渉の事に従ふ。露

國故らに時局を遷延し、却て益々不忌の行動を逞ふするに及んで、國民は概ね皆な砲火相見ゆるの已むべからざるを認識し、學士論客より以て樞府の老臣に至るまで、交々起て開戦を政府に勸告し、又上奏以て聖斷を仰ぎ奉る。然かも政府尙ほ依違として最後の斷に出せず、會見交渉曠しく日を彌る。此を以て世徃々政府の意圖を疑ひ、又其技能を危み、閣員不信任の聲爲めに漸く高し。

● 行政整理

○公約履行の責務　政府は前議會閉會後、徐々として行政及び財政の整理に着手したり。事は第三期海軍擴張費財源問題に對する公約と相關す。同費の財源に供すへき兩政整理及び事業繰延の科目及び金額等は豫め定まる所ありと雖も、爾來一般經費及び事業費著し

く増加し、而して歳入は却て減少(地租復舊、酒類造石高減少)を來すを以て、勢ひ豫定以上に兩政整理減額を多くし、又諸般事業を繰延るの必要あり。政府乃ち大に消極の方針を取り、十分に經費を節減し、以て僅に歳入出の均衡を保たんとす。其調査中、例に依り支障各方面に起り、意の如く整理の實を擧ぐることは、調査甚だ艱む。既にして略々整理の一段落を劃し、改正官制を發表し、又其方針に基きて明治三十七年度豫算案を編したり。

○官制改正 改正官制の爲に發布したる勅令は六十餘件にして、課局を廢合し、定員を減少し、以て經費の節省を圖る。同時に各省總務長官を廢して次官の舊稱に復し、官房長を廢す。

○行政整理、事業繰延、製造煙草專賣計畫 行政及び財政整理の爲に生ずる經費減額は四百九十一萬七千圓にして、内、各省定員減

少及び事務整理減額百四十六萬二千圓、陸海軍事費其他整理減額百三十八萬八千圓、遞信費整理減額百萬圓、府縣費整理減額四十八萬九千圓等を最とす。又事業繰延額は八百二十六萬圓にして、内、鐵道建設及び改良費五百萬圓、砲臺建設費百六十八萬二千圓、北海道事業費五十萬圓、海軍擴張費四十萬六千圓等を最とす。政府は別に製造煙草を政府の專賣と爲して國庫の收入を増すの案を立て、既に之を豫算案中に編入したり。

● 政 府

○伊藤博文の資格問題、桂太郎の辭表 第十八議會閉會の後、未だ幾くならずして内閣動搖し、終に總理大臣桂太郎の辭表と爲る。事固と内外時局の多難に因し、主として伊藤博文の資格問題に關す。

伊藤は籍を民間に置きて政友會を總理すると共に、亦元老の一人として自由に宮中府中に出入し、外交財政諸般問題に對して問う政府に干涉し、閣員をして任意に其政策を行ふを得ざらしむ。桂は一日山縣を介して伊藤に會し、其資格を云々し、黨首・元老、其一を擇みて今後の地歩を明かにせんことを懇請す。伊藤頑として之を拒む。桂の意甚だ平かならず。終に七月一日を以て辭表を捧呈するに至れり。其表中、唯々『内外多事の際、宿痾再發して輔弼の重職に耐へず』との意を申して其他を言はず。

○伊藤の任官 桂捧表の事あるや、山縣松方の二人、召に應じて參内し、恭て諮詢に奉答す。二人は今の時に方りて内閣員を更迭するを不可とし、且つ伊藤を政黨に拔きて樞府の重職に就かしむるの要務なるを陳奏す。 皇上之を嘉納し、乃ち桂の辭表を却け、之に靜

養の暇を賜ひ、而して急に伊藤を召し、之に樞府の重職を授けて其啓沃に頼らんとするの宸翰を賜ふ。事は七月六日に在り。伊藤爲に思慮を費すこと數日、終に政友會を捨て、樞府に入るの意を決し、十二日奏疏を捧けて大命を拜す。曰く『陛下の左右に咫尺して國家要務の諮詢に奉對するは均しく憲政の施行に屬する職任なり、臣敢て犬馬の勞を效さすむは非ず』と。十三日、西園寺公望の樞密院議長を免し、伊藤博文其後任を拜す。尋て俄かに樞密院官制を改めて顧問の定員を増し、山縣松方二人共に入て樞府の人と爲る。

○桂の留任 桂前日の辭表は固と伊藤の資格問題より來る。今や伊藤は黨首の地位を捨て、専ら元老の舊に復す。桂乃ち靜養の地より起ち、安んじて其職に留まる。

○閣員異動 七月十五日、内務大臣内海忠勝其職を辭し、臺灣總

督見玉源太郎内務大臣に任し、兼て臺灣總督に任す。同十七日、文部大臣菊池大麓其職を辭し、内務大臣兒玉源太郎兼て文部大臣に任し、農商務大臣平田東助其職を辭し、司法大臣清浦奎吾兼て農商務大臣に任し、遞信大臣芳川顯正其職を辭し、大藏大臣曾禰荒助兼て遞信大臣に任す。九月二十二日、前記三大臣の兼任を解き、清浦奎吾農商務大臣に専任し、波多野敬直司法大臣に任じ、大浦兼武遞信大臣に任じ、久保田讓文部大臣に任す。十月十二日、内務大臣兒玉源太郎臺灣總督に専任し、總理大臣桂太郎内務大臣に兼任す。

(註)内務大臣内海の辭職は病癒其任に堪へざるに依る。○文部大臣菊池・農商務大臣平田二人の辭職は前議會の彈劾決議其一因たり。○累月に亘りて文部・農商務・遞信の各専任大臣を置かざりしは、兩政整理調査の便を圖らんか爲なりと云ふ。

●政黨及議員

○政友會の衰運、總裁更任 前議會に政府・政友會相妥協して財

政計畫を變更するや、政友會中一部の人士は深く幹部の專斷壓制を詰り、相踵て其會を脱す。間々或は組織變更の議を唱へて内部より黨弊を刷新するに力むる者ありたりと雖も、其建議の容れられざるや、是れ亦終に其會を脱し、地方支部頗る動搖し、幹部の慰撫毫も其効あるなく、同會は終に過半数黨たるの勢力を失ひたり。(片岡健吉、高

知支部を率て脱會し、併て衆議院議長辭任の表文を提出す。各人の慰籍を蒙り姑く其任に留る。)既にして總裁伊藤俄然として

樞府に入る。伊藤は其間の消息を秘密に付し、事定まるの後、君命に籍口して就官の已むべからざるを説き、西園寺公望を推薦して政友會總裁たらしむ。此一事亦大に會員の不平を速きたりと雖も、日ならずして平穩に歸し、同會は一通の頌徳文を伊藤に呈したり。

○政友・憲政兩黨の提携、黨員の不平 政友會は既に過半数黨た

るの勢力を失ひ、憲政本黨の意氣亦甚だ昂らず。兩黨幹部の二三子は、相提携して幸に黨勢を挽回せんことを念ひ、第十八議會閉會後、徐々交渉を企てたりと雖も、議未だ熟するに及ばずして止む。既にして第十九議會召集期の近づくに及んで、提携の談端なく再燃す。兩黨は其黨内の紛擾常に絶へずして黨勢日に傾く所以のもの、皆な是れ政府の陰に攪亂する所なりと爲し、深く其心事の陰險を憎み、共同の力を以て之に對抗せんことを期す。爾來兩黨の領袖屢々相會見し、(松田正久・原敬(以上政友會)犬養毅・大石(以上憲政本黨)加藤高明(中介聯鎖))終に提携の約を締し、今後の方策を定む。曰く『兩政整理は微温にして適正を失す』。曰く『對露交渉は緩漫にして機宜を誤る』と。提携の條件は此内外二大事項にして、外に衆議院議長を憲政本黨員中に擇ふことを相約す。(時に議健吉死去し、議長空位たり)提携の約既に兩黨領袖の間に成ると雖も、一般黨員は毫

も之に關からず。之を知るに及んで不滿の聲續々として起る。政友會員は最多數黨たるの地歩より論して議長を憲政本黨に讓るを屈辱と爲す。憲政本黨員は既往の經驗に徴して政友會と相提携するの危険・汚辱・有害・無謀なるを論し、且つ此の如き大事を幹部自ら專決するの失當なるを詰り、提携否認論甚だ盛なり。然かも兩黨議員總會は終に多數を以て提携の約を追認したり。

○政友會の黨則改正、對議會方針 第十九議會召集前日 十二月四日 政

友會は其大會を開き、協議員三分二公選の制を取り常務委員を廢し、以て聊か革新派の希望を容れ、次て對議會の方針を議し、外交に關しては速かに對露問題を解決して帝國の權利を伸張せんことを望み、兩政に關しては前議會に於ける公約を履行して十分に整理の實績を擧げんことを促かす。此日總裁西園寺臨席、決議の趣旨を敷衍

して一場の演説を試み、且つ政府が政黨蠱惑手段を逞ふするの陋を論し、憲政本黨と提携して政府を攻撃するの要務たる所以を暗示したり。

○憲政本黨の内訌、對議會方針

對露問題に關して憲政本黨中に

二派を生ず。一は現内閣の技能以て刻下の時局を濟すに足らずと爲し、政友會と相結んで政府を覆へさんことを圖り、一は内閣の信不信を度外に措き、舉國一致以て外敵に當らんとし、兩派の意見相和せずして内訌多時に彌る。既にして大會を開き^{十二月四日}對議會方針を一決せり。其議決は趣旨を前項政友會の方針と同じうし、而して頗る其字句を露骨にす。即ち現内閣の外交屢々機宜を誤るを表言し、露國をして滿洲より撤兵せしむると同時に、清國をして滿洲の要地を開放せしめ、且つ清韓兩國に於ける帝國の經營を全ふすべしと云

ひ、又政府の遂げたる行政整理は單に一時を糊塗するに過ぎざるものなりと爲し、官紀振肅・財政整理の切要なるを痛言す。大會席上に於ける總理大隈の演説亦甚だ露骨にして、明白に政府を敵視し、又政友會と提携して憲政を擁護するの要務たる所以を暗示したり。

○帝國黨 帝國黨が對露外交及び兩政整理問題に關して宣言する所、粗く政友憲政兩黨と相同じ。但し同黨は十分の信用を政府に置き、之を賛けて以て諸問題を解決せんことを期す。

○同志俱樂部、自由黨再興の計畫

前議會々期以前より、黨則改

正・妥協反對を揚言して政友會を除名せられ、若くは自ら脱會したる者尠からず。其内舊自由黨に屬したる者相集りて自由黨を再興せんと企て、畫策甚だ力め、政府亦陰に之を資く。既にして綱領及び宣言案を公表し、母黨の領域を侵蝕し、漸く新黨の成立を見んとする

の際、同志相踵て分離し、僅に同志俱樂部の名を以て第十九議會に立つ。其多數は曩に政友會を除名せられたる者なり。

○同志研究會及交友俱樂部組織 任意に政友會を脱したる者は、純潔分子を以て自ら居り、別に同志を求めて同志研究會なるものを組織し、政友憲政兩黨結合の連鎖と爲り、相與に政府反對の計に出でんとす。外に新瀉進歩黨は交友俱樂部を組織し、最も強硬の主張を以て第十九議會に立たんとす。

○對露同志會 對露同志會は滿洲問題を解決せんが爲に起りたる單一の俱樂部にして、固より政黨にあらず。此會は各派の議員及び有志者の集合に成り、先づ主戰の大計を定め、國論を鼓吹し、政府を督勵し、元老大臣等の軟化を遏止詰責するに力を用ひたり。

○議員黨派別 第十九回議會に臨むべき衆議院議員黨派別概要左

の如し。

政友會百二十八人○憲政本黨九十一人○帝國黨十八人○同志研究會二十人○同志俱樂部二十三人○交友俱樂部九人○舊中正俱樂部三十二人○中立其他五十五人

○貴族院議員異動 前議會閉會より當期議會召集に至るまで、貴族院議員の異動左の如し。

△襲爵上任 侯爵池田詮政○侯爵西郷從徳

△勅任 服部一三○原保太郎○高崎親章○馬屋原二郎○柴田家門
○河島醇○淺田德則○男爵永山武四郎○黒田帶刀○後藤新平○山本達雄

△補闕當選 朝田又七

△辭職 木村利右衛門

△死亡 侯爵池田章政○男爵長松幹○小野崎通亮○男爵津田眞道
○伯爵日野資秀

第二章 召集及解散

●召集

○召集 第十九回帝國議會は明治三十六年十二月五日を以て東京に召集せらる。

○貴族院議長 貴族院議長公爵近衛篤磨任滿ちて退き、(三十六年九月)公

爵徳川家達其後を襲ふ。(同年十二月) (四日勅任)

○衆議院議長 衆議院議長片岡健吉在職中に歿す。(三十六年十一月三十一日) 衆

議院は召集當日議長の補闕選舉を行ひ、左記三名の候補者を擧げ、即日河野廣中同院議長に勅任せらる。

議長候補者 河野廣中○鳩山和夫○犬養毅

○成立 貴族院は召集當日成立し、子爵谷干城を擧げて全院委員

長と爲す。衆議院は七日を以て成立し、未だ全院委員長及び常任委員を選擧するに暇あらず。

○開院式、勅語 越て十日、車駕親臨して開院の式を行ひ、勅語を賜ふ。其勅語は粗く恒例と同じく、但し『東洋の平和と帝國の利權を保持する爲、緊要なる國際の案件に關しては、國務大臣をして慎重其事に當らしむ』の一句、僅かに異彩を放つあるのみ。兩院は此勅語に對して各々奉答書を議決したり。然かも未だ之を捧呈するに至らずして衆議院解散・貴族院停會の詔勅を拜す。

●解散(勅語奉答文會議)

○衆議院の勅語奉答文議決 開院式當日、衆議院は恒例に従ひ勅語奉答案を議す。議長河野廣中、其自ら起草する所の文案を袖中に

取り、徐ろに之を壇上に朗讀す。左の如し。

恭く惟ふに車駕親臨して茲に第十九回帝國議會開院の盛式を擧げ優渥なる聖詔を賜ふ臣等感激の至に堪へず今や國運の興隆洵に千載の一遇なるに當りて閣臣の施設之に伴はず内政は彌縫を事とし外交は機宜を失し臣等をして憂虞措く能はざらしむ仰ぎ願くは聖鑒を垂れ給はんことを臣等協贊の任に在り慎重審議以て上 陛下の聖旨に答へ奉り下國民の委託に酬ひんことを期す衆議院議長臣河野廣中誠恐誠惶謹て奏す

議長は朗讀終て異議の有無を問ふ。一人の異議を唱ふる者なく、擧げな拍手以て之に酬ゆ。議乃ち決し、議長將に參内して之を闕下に捧呈する所あらんとす。

○奉答文議決事情、各派の擧措 凡そ從來の事例、開院式の勅語に對する奉答たる、議長先づ其文案を草し、尋て各派の承認を得、

然後に之を院議に付するの順序を取り、而して案中に政治的意義を挾まざるを例とす。今や議長河野は此先例を踏まず、自ら閣臣彈劾の奉答文を起草し、之を各派に秘して卒然可否を議場に問ふ。各員擧な以て尋常の奉答文なりと爲し、甚だ意を此に用ひすして輒く之に賛成を表したりと雖も、議既に決したるの後、多少の疑惑其胸中に湧き、乃ち去て決議成文を閲みし、始めて其文の純乎たる彈劾狀なるを知り、且つ悔ひ、且つ驚き、呆然自失するもの多時。既にして一派の議員は該奉答文の多數議員の意思に反するを辭として再議の説を樹つ。議長斷乎として之を斥く。尋て議長不信任を鳴らす者あり、懲罰説を唱ふる者あり、又其勇斷を稱歎する者あり。毀譽紛々として河野の一身に集まる。政友・憲政の兩黨亦河野の處置を非議し、頗る之に快ならずと雖も、一たび正式に確定したる院議を翻へ

すの失當たるを念ひ、乃ち斷して再議説に反對し、甘んじて院議に
殉するの議を決す。大勢此に至りて全く定まる。然かも一部の議員
は尙は院議を翻さんことを努め、交も陰謀詭計を運らし、經營頗る
慘怛たり。

○解散、議長參内沮止 政府は議院をして奉答文を再議せしめ、

幸に彈劾を免れんことを期し、畫策最も力めたりと雖も、議院の大
勢到底再議を許さず。乃ち事情を陳奏して解散の詔勅を奉請し、十
一日午前之を衆議院に傳達したり。此より先き議長は宮内省の通達
に依り、十一日午前將に參内して勅語奉答文を捧呈する所あらんと
す。既にして宮内省俄かに議長の參内を沮止し、尋て議會解散の命
下り、爲に衆議院の奉答文は遂に天關に達するに至らずして止む。

(貴族院亦奉答文
捧呈の機を失す)

第三章 雜 纂

○三十七年度總豫算概要、不成立 政府の新たに企てたる行政整
理及び事業繰延に關する金額は前章既に記したり。政府は此計畫に
依據して明治三十七年度總豫算を編し、當期議會召集以前、豫め其
内容を兩院議員に披示したり。其案に計上する歳入出額左の如し。

歳入合計	二五二、一五九、一一三	經 常 部	二二五、二五八、八三七
		臨 時 部	二六、九〇〇、二七六
歳出合計	二五二、〇九二、八二三	經 常 部	一八三、七一三、四七五
		臨 時 部	六八、三七九、三四八

前年度^{三十}六年度^{三十}豫算は不成立に歸し、政府は前々年度^{三十}五年^{三十}豫算を施行し
たり。三十七年度豫算を以て三十六年度施行豫算に比較するに、歳
入に於て約三千五百二十萬圓を減じ、(經常部約百二十萬圓減、臨時部約三千四百萬圓減)歳出に於

て約四千二百十萬圓を減ず。(經常部約二百八十萬圓増、臨時部約四千四百九十萬圓減)清國債券に關する科目の除却は著しく三十七年度歳入出の減額したる主因にして、又行政整理及び事業繰延に依り生ずる經費減額は之を同年度豫算の上に現はしたり。此總豫算案は豫め之を議員に内示したるに止まり、議會提出以前衆議院解散に歸し、爲に其成立を見るに至らず。

(註)第十九議會は正式に明治三十七年度總豫算を接受するに至らずして解散に歸す。然も茲に其概數を掲ぐる所以のものは、爾時財計の大勢を示し、且つ前後對照の便に資せしめんとするの微意に出つ。

○貴族院前議長彰功 貴族院は前議長公爵近衛篤磨の退職を惜み、決議以て其在任中の勤功を彰し、感謝の意を表したり。近衛時に病に臥し、幾くならずして終に薨す。(三十七年二月二日)

○衆議院前議長追悼 衆議院議長片岡健吉久しく病に臥し、其病

革まるや、特に位階勳章を賜はり、尋て葬を行ふの日、勅使往て吊す。衆議院は直ちに吊詞を寄せ、且つ當期議會召集當日、年長者の哀悼演説を以て長く其功を議事録に留む。

○議員資格の異議(衆議院)禁錮刑被宣告後の議員資格 千葉縣選出議員東條良平・同大澤庄之助・岡山縣選出議員安井丈夫の三人は、各々某罪名を以て司法部の檢舉する所と爲り、第一審に於て禁錮以上の刑の宣告を受けたり。此輩の議員資格に關して一疑問を生し、其疑問は法規と先例との交渉問題なり。衆議院は開會以前此問題を内決せんと試みたりと雖も、得ず。既にして議會召集せらるゝや、被告議員中召集に應したる者あり。此に於て資格異議の提起を見たりと雖も、是れ亦未た何等の決を下すに至らずして已む。

第二十回帝國議會

第一章 召集前記

●對露開戰

○日露交渉の遲滯、帝國政府の決意 日露交渉開始已來將に半歲に垂んとす。其間露國毫も交讓の精神を以て我に對せず。漫に辭を左右に托して時局を遷延し、其禍心明かに言動の上に現はる。帝國の國論は夙に開戦に決せり。政府の意亦寢く此に傾き、乃ち緊急勅令を發して軍費を補充し、各般軍事的設備を施し、形勢の推移奈何に由り、直ちに猛然活躍するの計を立て、危機刻々に逼迫す。

○兩國の確執、國交斷了 帝國政府が確定修正案を提出したるは

十月三十日^{三十二年}に在り。露國は我か數次の督責を蒙り、十二月十一日に及んで僅かに之が對案を我に致せり。其對案は毫も前日第一次對案の趣旨を改めず。爾來更に交渉を繼ぎ、迭に論議を闘はす。我は彼をして滿洲に於ける清國の主權を尊重せしめ、且つ韓國に於ける我が自由行動權を承認せしめんとし、彼は我をして滿洲は日本の利益範圍外なることを承認せしめ、且つ韓國に於ける我が軍事的行動に制限を置かんとし、兩者の主張根抵に於て相容れず。帝國政府は固く前日提示の確定修正案を把持し、翌春一月十三日、最後の文書を作成して之を露使に付し、速かに其本國政府の決答を迫る。露國政府仍ほ依違として之に對ふるなし。此に於て帝國政府は斷して懸案の談判を絶ち、駐露公使に電命して此旨を露國政府に告知せしめ、且つ自衛の爲に必要と認むる獨立行動を採るの權利を保留す。

駐露公使は二月六日、本國政府訓令の趣旨を露國政府に致し、直ちに公使館を撤して露都を去る。日露兩國の國交此に至りて絶ゆ。

○軍事行動開始、宣戰詔勅 帝國政府は外交關係を斷絶すると共に直ちに軍事行動を開始す。二月八日正子、我聯合艦隊の旅順口攻撃は實に對露交戰の第一砲火にして、越て十日、我 皇上茲に宣戰の詔勅を發し給ふ。詔勅中交戰の理由を彰明せる一段を左に掲ぐ。

帝國の重を韓國の保全に置くや一日の故に非ず是れ兩國累世の關係に因るのみならず韓國の存亡は實に帝國安危の繫る所たればなり然るに露國は清國との明約及列國に對する累次の宣言に拘らず依然滿洲に占據し益々其の地歩を鞏固にして終に之を併呑せむとす若し滿洲にして露國の領有に歸せむ乎韓國の保全は支持するに由なく極東の平和亦素より望むべからず故に朕は此機に際し切に妥協に由て時局を解決し以て平和を恒久に維持せむことを期し有司をして露國に提議し半歲の久しきに亘りて屢次折衝を重ねしめたるも露國は一も交讓の精神を以て之を迎へず曠日彌久徒に時局の解決を遷延せしめ陽に平和を唱道し陰に海陸の軍備を増大し以て我を屈從せしめむとす凡そ露國か始より平和を

好愛するの誠意なるもの毫も認むるに由なし露國は既に帝國の提議を容れず韓國の安寧は方に危急に瀕し帝國の國利は將に侵迫せられむとす事既に茲に至る帝國か平和の交渉に依り求めむとしたる將來の保障は今日之を旗鼓の間に求むるの外なし云々

●外交及軍事

○列國の局外中立、交戰地域限局、帝國政府の聲言 日露交戰の事起るや、歐米列國は皆な局外中立を宣言し、且つ努めて交戰地域を限局せんことを我政府に要求す。清國亦我が勸告を容れて局外中立を宣言し、但し現に露國の占領せる地方を中立地の除外に置く。帝國政府は露國政府が誠實に約束を遵守するの條件を以て清國の中立を尊重し、且つ戰爭の結果として清國の領土を獲得するの意圖なきを列國に聲明したり。

○日韓議定書、施政改善の助力 帝國政府は日韓兩國の關係を明

にせんが爲に、對露宣戰と同時に直ちに韓國に對して交渉を開始し、二月二十三日を以て一議定書を作成したり。(日本國特命全權公使林權助、韓國外務大臣李址鎔記名調印)議定書は凡六條に成り、先づ韓國政府は日本政府を確信し、施政の改善に關して其忠告を容るゝことを諾し、日本政府は韓國皇室の安全康寧、並に韓國の獨立及び領土保全を保障し、第三國の侵害又は内亂あるに當りては、臨機必要の措置を取りて其皇室及び領土を保全することを約す。此議定書成ると共に、韓露の國交亦隨て絶ゆ。爾來帝國政府は主として力を韓國の施政改善に用ゆ。

○日露論争 露國政府は帝國が宣戰公布以前に軍事行動を開始したるを非難し、其他帝國の行動に對して種々惡名を付し、以て列國の同情を惹かんことを努む。帝國政府は之に對して一々辯妄する所ありたり。

○戰鬪情況 開戰の首途、我聯合艦隊は旅順及び仁川の敵艦を攻撃し、一舉偉大の勝利を占め、爾來旅順港口の閉塞に是れ忙はし。若し夫れ我が陸軍の行動は尙ほ初步に屬し、僅に北韓方面に於て敵兵と相衝突するのみ。

● 議 員

○衆議院議員總選舉(第九回) 明治三十七年三月一日、衆議院議員臨時總選舉を行ふ。(其詔勅は前年十二月十日、今日(解散翌日)煥發) 今回の總選舉は極めて平靜無事の間に行はれ、政府人民共に深く意を此に介するなし。

○改選議員名錄附議員異動 總選舉の結果及び爾後議員の異動左の如し。

(註) 今回の總選舉より北海道各支廳管内に選舉法を實施し、議員三人を増し、總員三百七

十九人を數ふ。今回選に當りたる議員は幸に解散の厄を免れ、法定の任期四年を無事に了することを得たり。任期の永續せると共に、議員の異動亦尠からず、其異動は前例に依り前議員氏名の下に註記す。

△東京府(定員十)

(東京市)大石熊吉○鳩山和夫○三輪信次郎○秋

山定輔(辭職、磯部四郎補充)○關直彦○田口卯吉(死去、林謙三補

關當選)○角田眞年○江原素六○栗塚省吾○高梨哲四郎○福地源

一郎(死去、江間俊一補充)○(郡部)森久保作藏○村野常右衛門○

漆昌巖○關根柳介○堀田連太郎

(註)東京市選出議員秋山定輔の辭職したるは總選舉後一年以内に在り、(三十七年三月二十七日)故に次點者磯部四郎を以て之を補充す。同田口卯吉の死去したるは總選舉一年以後に在り、(三十八年四月)故に補關選舉を行ひ、林謙三高點を得て當選す。同福地源一郎の死去したるは總選舉一年以後、補關選舉後一年以内に在り、(三十九年一月四日)此に於てか之れか補關に關して法律上の一疑問を生ず。特に補關選舉を行はざるべからざる乎、將た前補關選舉の次點者を以て直ちに之を補充すへき乎、是なり。東京府選舉會は後説を取り、先に田口卯吉の補關選舉に次點を得たる江間俊一を擧げて福地源一郎の補關議員と爲す。本件は

法曹間の論議に上り、東京府知事を被告として選舉訴訟を司法裁判所に起す者ありたりと雖も、控訴院・大審院共に原告の敗訴に歸す。又本件は一たびも衆議院の議に上らず、同院は爾後常に次點者補充の先例を趁ふ。(本件は第二十二議會以後の事に屬すと雖も、便宜並に之を記す。)

△京都府(定員八)

(京都市)内貴甚三郎○奥野市次郎○片山正中○

(郡部)井上與一郎(死去、西田作次郎補關當選)○神鞭知常(死去、

上野彌一郎補關當選)○奥繁三郎○河原林義雄○蘆田鹿之助

△大阪府(定員十)

(大阪市)奥村善右衛門○澤田佐助○七里清介○

横田虎彦○尾形兵太郎○山下重威○(境市)北村左吉○(郡部)西村

專太郎○植場平○中林友信○本出保太郎○東尾平太郎○森秀次

△神奈川縣(定員八)

(横濱市)島田三郎○堀谷左治郎○(郡部)神藤

才一○高橋勝七○長谷川豊吉○永島龜代司○天野藤三○栗原宣太

郎

△兵庫縣(定員十)

(神戸市)鹿島秀麿○山本繁造○(姫路市)神戸松

之助○(郡部)西村真太郎○内藤利八○肥塚龍○櫻井駿○改野耕三
○安藤新太郎○松元剛吉○田寺敬信○野上嘉平○石田貫之助○鞍
谷清慎

△長崎縣(定員八人) (長崎市)永見寛二○(郡部)横山寅一郎○島津良
知○植木元太郎○中倉万次郎○白井哲夫○宮崎榮治○(對馬)梅野
初實

△新潟縣(定員十人) (新潟市)白勢春三(當選無効、丸山嵯峨一郎當
選)○(郡部)山口達太郎○山田平太郎○坂口仁一郎○大竹貫一○
波多野傳三郎(死去、山田又七補闕當選)○丹後直平○齋藤和平太
○佐藤伊助○萩野左門○竹越與三郎○青柳信五郎○竹村良貞○
(佐渡)山本悌二郎

△埼玉縣(定員九人) (郡部)宮本嘉樂○井上精一郎○高橋安爾○中村
清一郎○加藤政之助○小澤愛次郎○齋藤珪次○粕谷義三○星野仙
藏

△群馬縣(定員八人) (前橋市)關口安太郎○(高崎市)宮部襄○(郡部)

須藤嘉吉○木暮武太夫○佐藤虎次郎○日向輝武○星野長太郎○武
藤金吉(辭職、補闕選舉を行はず)

△千葉縣(定員十人) (郡部)菅澤重雄○千葉禎太郎○加瀬禱逸○板倉
中○吉植庄一郎○榎本次郎右衛門○鈴木久次郎○横山一平○伊藤
德太郎(死去、安田勳補闕當選)○林有造

△茨城縣(定員十人) (水戸市)小山田信藏○(郡部)濱名信平○野口源
一郎○木村格之輔○關信之介○大津淳一郎○尾見濱五郎○宮古啓
三郎○根本正○飯島省三郎

△栃木縣(定員七人) (宇津宮市)矢島中○(郡部)田村順之助○横堀三
子○持田若佐○石田仁太郎○新井章吾(死去、江原節補闕當選)○
木村半兵衛

△奈良縣(定員五人) (奈良市)米田實○(郡部)乾奈良吉○松本長平○
久保伊一郎○北畠具雄

△三重縣(定員九人) (津市)長井氏克(死去、松本恒之助補充)○(四日市市)三輪猶作○(郡部)尾崎行雄○大井卜新○速水熊太郎(死去、海野謙次郎補充)○森茂生○辻寛○栗原亮一○濱田國松

△愛知縣(定員十人) (名古屋市)鈴木總兵衛○服部小十郎○(郡部)竹田千代足○清水松三郎(死去、内藤魯一補闕當選)○後藤文一郎○林小參○横井甚四郎○鈴木友次郎○鈴置倉次郎○築山和一○福岡精一○小林仲次○村松愛藏

△静岡縣(定員十人) (静岡市)松本君平○(郡部)松浦五兵衛○澤田寧○青地雄太郎○湯山壽介○鈴木藤三郎○福島勝太郎○川島瀧藏○河井重藏○大野久次

△山梨縣(定員五人) (甲府市)佐竹作太郎○(郡部)根津嘉一郎○廣瀬久政○天野董平○望月小太郎

△滋賀縣(定員六人) (大津市)谷澤龍藏○(郡部)伊夫岐資弼○望月長夫○澤田耕治郎○淺見竹太郎○鶴飼退藏

△岐阜縣(定員八人) (岐阜市)岡井藤之丞○(郡部)林小一郎○兼松熙○古井由之○大野龜三郎○山田省三郎○松原九郎○大熊三之助

△長野縣(定員十人) (長野市)前島元助○(郡部)矢島浦太郎○降旗元太郎○工藤善助○小川平吉○牧野元○石塚重平(死去、小林萬次郎補闕當選)○久保田與四郎○立川雲平○南條吉左衛門

△宮城縣(定員七人) (仙臺市)藤澤幾之輔○(郡部)菅原傳○南條文五郎(死去、星松三郎補闕當選)○星死去、遠藤庸治補充)○澤來太郎○首藤陸三○村松龜一郎○遠藤良吉

△福島縣(定員九人) (若松市)柴四朗○(郡部)河野廣中○佐治幸平○朝倉鐵藏○唐橋左源次(死去、野木善三郎補充)○松本孫右衛門○平島松尾○安島重三郎○愛澤寧堅

△巖手縣(定員六人) (盛岡市)原敬○(郡部)小田文行○阿部德三郎○高橋金治○遊田研吉○阿部勇治

△青森縣(定員六人) (弘前市)菊池九郎○(青森市)菊池武德○(郡部)